

平成26年7月23日
J R 北 海 道

「輸送の安全に関する事業改善命令及び事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令」による措置を講ずるための計画の報告について

平成26年1月24日付け、「輸送の安全に関する事業改善命令及び事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令」における「2. 第一歩の改善」について措置を講ずるための計画を策定し、本日、国土交通大臣宛の報告書を国土交通省北海道運輸局へ提出いたしました。

その内容について、お知らせいたします。

事業改善命令・監督命令による措置を講ずるための計画

平成26年7月23日
J R 北 海 道

目 次

命令項目

2. 第一歩の改善

(1)改ざんの根絶	①社内におけるコンプライアンスの徹底	1 / 55
	②安全意識の徹底及び安全知識の向上に関する職員教育体制の再構築	5 / 55
	③記録を重視するルールの策定及びその徹底	11 / 55
	④改ざんを防止する作業環境の整備	15 / 55
	⑤改ざんが行われた場合における厳しい処分環境の整備	19 / 55
(2)安全管理体制の再構築	①安全統括管理者の業務体制の刷新	20 / 55
	②安全推進委員会の運用の見直し	22 / 55
	③事故の原因究明・再発防止対策の検討体制の確立	24 / 55
	④内部監査等の体制の充実	28 / 55
	⑤安全推進部の強化	31 / 55
	⑥安全管理規程等の見直し	32 / 55
(3)安全確保を最優先とする事業運営の実現	①現場の業務実施体制の確立	33 / 55
	②技術伝承のための教育体制の検討	37 / 55
	③当面の必要な安全投資の推進等	45 / 55
	④安全意識の徹底、記録を重視するルールの策定・徹底(再掲)	47 / 55
(4)技術部門の業務実施体制の改善	①各種規程等の検証、改正・整備、周知徹底、確認及び見直し	48 / 55
	②本社の現場に対する指導体制の確立	51 / 55
	③車両部門における多重のチェック体制の確立	54 / 55
(5)第三者による安全対策監視委員会(仮称)の設置		55 / 55

No. 1 命令項目 2. 第一歩の改善 (1)改ざんの根絶 ①社内におけるコンプライアンスの徹底

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<p>・ 今回の改ざん問題に係る事実関係の徹底的な調査を踏まえ、まず経営陣が、このような改ざんの悪質性及び決してあってはならない問題であることを十分認識するとともに、全社におけるコンプライアンスを徹底することの必要性を十分理解すること。</p>	<p>○ 会社幹部へのコンプライアンス教育の実施等 (総務部 副部長) 社外講師により勉強会等を実施し、コンプライアンス徹底の必要性について認識を共有するため、以下の取り組みを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員・部長等勉強会 コンプライアンスに関する基礎知識の理解、他社事例及び自社事例についての勉強会を実施する。 ・ 危機管理広報勉強会 危機事象発生時における広報対応、今後の企業経営・信頼回復にあたっての危機管理等について勉強会を実施する。 ・ コンプライアンスの実務に明るい社外の有識者・実務者を招いた経営陣が聴講する講演会を実施する。 ・ トップマネジメント研修 危機状況下における、風土改革に向けたマネジメント等について他社事例を踏まえて討議等を実施する。 <p>○ 企業行動委員会での取組強化 (総務部 副部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社・グループ会社及び他社におけるコンプライアンス違反事象及びコンプライアンス相談窓口への相談の内容等の情報を共有し取り組みを強化する。 <p>(参考)</p> <p>○ 軌道変位検査データ改ざん等に関わる調査の実施 (総務部 副部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全保線系統社員への聞き取り調査を実施する。 	<p>平成26年5月から継続実施 (1回/年)</p> <p>平成26年6月</p> <p>平成26年8～9月から継続実施 (1回/年)</p> <p>平成26年8月</p> <p>平成26年7月から継続実施 (4回/年)</p> <p>平成25年12月～平成26年1月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年5月26日実施済み。役員及び主要部長 25名 ・ 平成26年6月27日開催のJR北海道グループ社長会におけるコンプライアンス勉強会に当社役員も出席。 ・ 平成26年6月4日実施済み。役員、部長等 13名 ・ 平成26年8～9月実施を検討中。役員、部長等 ・ 平成26年8月に実施予定。役員、部長等 30名 ・ 四半期毎に開催(次回平成26年7月下旬予定)。 ・ 平成25年12月から平成26年1月実施済み。保線関係業務に従事している全社員から聞き取りを実施。現業機関及び本支社計画部門 795名 ・ 平成26年1月21日に調査結果・処分を公表。

No. 1 命令項目 2. 第一歩の改善 (1)改ざんの根絶 ①社内におけるコンプライアンスの徹底

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<p>・コンプライアンスに関する社内研修の内容、頻度等を抜本的に見直し、全職員がコンプライアンスの必要性を理解するよう社内教育を徹底すること。</p>	<p>○コンプライアンス教育の見直し等 (総務部 副部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社外専門家のコンサルティングを受け、コンプライアンス研修計画を新たに策定する。 <p>平成25年度から保線部門において先行して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保線講演会 検査・修繕のルールを守ることの大切さやお客様に安全で快適な線路を提供するという業務の基本や心構え。 ・現場長・管理者研修 職場でのコンプライアンス徹底に必要な知識や意識の共有、職場内講習で討議をするための進行要領。 ・基礎講習 I 社長メッセージDVDの視聴、eラーニングによりコンプライアンス、職業倫理の重要性を伝え、立ち止まって正しい判断ができる視点・意識を習得。 ・職場内講習会 保線講演会DVD視聴後、現場長・管理者が進行役となり鉄道事業者として大切にすべき職場の慣行等につき討議し、職業倫理観を共有。 <p>平成26年度より上記教育を全社員を対象に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・系統別講演会 各分野の第一人者を外部から招へいし、特に各系統固有の基本ルールの大切さ、心構え、職業倫理等について講演。 ・現場長・管理者研修 職場でのコンプライアンス徹底に必要な知識や意識の共有、職場内講習で討議をするための進行要領。 ・基礎講習 I・II 社長メッセージDVDの視聴、ATS損壊事象等の教育(新聞記事を活用)、コンプライアンスに関するeラーニング、個人ワーク。 ・職場内講習会 事例等を使い、職場で討議することにより、社員の気づきを促し、安全を守ることの重大さ、重要性を認識させ、仕事、会社に対する誇り、愛社精神、プライドを醸成する。そのことを通してコンプライアンスの意識を浸透させる。 ・実施結果のトレースを踏まえ、平成28年度からの計画を策定し、その後も継続して実施する。 	<p>平成25年12月</p> <p>平成26年1月</p> <p>平成26年1月</p> <p>平成26年1～3月</p> <p>平成26年2～4月</p> <p>平成26年度～平成27年度 平成26年7月以降の実施を計画</p> <p>平成26年6月～7月</p> <p>平成26年7月～平成28年3月</p> <p>平成26年7月～平成28年3月</p> <p>平成28年4月 継続実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス関係の専門家である(株)ハリアンドカンパニー代表取締役中村葉志生氏のコンサルティングを受け、平成25年12月にコンプライアンス研修計画を新たに策定し、平成26年1月から以下の研修を実施中。 ・平成26年1月17日実施済み。 保線関係現場長・管理者等 102名 ・平成26年1月実施済み。 保線関係現場長・管理助役等 40名 ・平成26年1～3月実施済み。 保線業務に従事する社員、スタッフ等 841名 ・平成26年2～4月実施済み。 基礎講習 I 受講者 841名 ・講演者候補としてJR東日本「安全の語り部(経験の伝承者)」を検討中。 計画部門の課長以上、現場長等 ・現場長・管理者等 約470名 ・社員、スタッフ等全員 約7,500名 ・基礎講習 I・II 修了者 約7,500名

No. 1 命令項目 2. 第一歩の改善 (1)改ざんの根絶 ①社内におけるコンプライアンスの徹底

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<p>○コンプライアンスと社員の意識について (工務部 保線課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保線業務の重要性を具体的事例等を以て社員に浸透させることにより、保線社員のコンプライアンスに関わる士気を自発的に高める取組みを行う。 保線業務が安全を担う重要な業務であることをご利用のお客様に理解していただき、その結果として社員が仕事の誇り、責任感をより認識できるように、過去・現在及び将来の保線業務の取組みについて、函館駅等にパネル展示を行う。 <p>○社員教育体制の再構築のための取り組み (工務部 保線課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保線技術者講習会 鉄道運営に対する基本姿勢の指導・教育を実施する。 保線技術管理者講習会 軌道管理を担当する管理者を対象に「技術管理等の職責に関する指導」を実施する。 保線系統全社員を対象に検査業務の適正化に対する重要性と実施に関する教育を実施する。 軌道変位検査(手検測)における改ざん防止のための特別講習会を実施する。 <p>○グループ会社を対象としたコンプライアンス教育の実施 (総務部 副部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> JR北海道グループ社長会において、社外講師によるコンプライアンス勉強会を実施する。 当社のコンプライアンス研修に準拠した内容で、グループ会社の全社員を対象としたコンプライアンス研修を実施する。 	<p>平成26年8月 から継続実施</p> <p>平成26年8月</p> <p>平成26年2～4月 から継続実施</p> <p>平成26年1月 から継続実施</p> <p>平成26年4月 から継続実施</p> <p>平成26年4月 から継続実施</p> <p>平成26年6月 から継続実施 (1回/年)</p> <p>平成26年7～12月 以降継続実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 線路のメンテナンス業務に従事する全保線社員に実施済み(779名)。 転入者に対して平成26年4月実施済み(21名)。 平成26年1月実施済み(58名)。 転入者に対して平成26年4月実施済み(10名)。 平成26年1月～3月実施済み(837名)。 転入者に対して平成26年4月実施済み(31名)。 階層別集合研修において「検査業務の適正化」に関するカリキュラムを追加する。 (平成26年度の集合研修から実施済み) 平成26年3月～4月実施済み(292名)。 平成26年6月27日実施済み。 JR北海道グループ27社の社長 北海道軌道施設工業(株)において、全社員を対象としたコンプライアンス研修を緊急実施。 (平成26年6月7・9・13・17日、368名) 平成26年6月25～29日、コンプライアンス・フェシリテーター研修(6回)を実施済み。 鉄道関係業務に従事するグループ会社の指定する社員。 その後各グループ会社において全社員へ展開。

No. 1 命令項目 2. 第一歩の改善 (1)改ざんの根絶 ①社内におけるコンプライアンスの徹底

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 社内、行政等に公益通報窓口が設置されていることを含め、公益通報制度の積極的な活用について改めて周知徹底を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> グループ会社の総務担当部長等を対象としたコンプライアンスセミナーを実施する。 ○コンプライアンス意識の浸透化等 (総務部 副部長) <ul style="list-style-type: none"> 社内報にコンプライアンス啓発記事を継続して掲載する。 イントラネット上にコンプライアンス専用ページ「コンプライアンスの部屋」を開設し、最新のコンプライアンス情報を随時発信する。 年間スケジュールに基づき、担当者が現業機関に出向き、直接社員に対して講義する「コンプライアンス出前講座」を実施する。 コンプライアンスの浸透度合いを図るためのアンケートを実施する。 ○JR北海道グループコンプライアンス相談窓口の改善及び周知徹底 (総務部 副部長) <ul style="list-style-type: none"> 内部、外部相談窓口の両方において、相談方式は顕名に加え匿名でも受付を開始する。 内部、外部相談窓口の周知徹底(ポスター掲示、社内報掲載、全社員に電話番号を記載したシール配布)を実施する。 JR北海道グループコンプライアンス相談窓口への通報内容を取締役に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年8月から継続実施 平成20年4月から継続実施(4回/年) 平成26年6月(随時発信) 平成19年12月から継続実施(1回程度/月) 平成26年下期から継続実施(1回/年) 平成26年2月 平成26年2月 ポスターは年1回 その他は必要に応じて実施 平成27年5月から継続実施(1回/年) 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道関係業務に従事する会社は9月末目途、その他の事業会社は12月末目途に、全社員の研修を完了させる。 平成26年8月20日実施を計画。 JR北海道グループ27社の総務担当部長等 社内報「わかば」に「みんなの企業行動指針」を掲載(平成26年2月1日、6月1日実施)。 平成26年6月2日開設。 コンプライアンス情報7回発信 平成26年6月3日からグループ会社向けに「コンプライアンスの部屋」の内容をグループ電子掲示板で提供。 平成26年4～6月で5箇所20回 現業機関社員。(千歳地区駅、岩見沢地区駅、札幌車掌所、室蘭地区駅、札幌信号通信所にて実施。7月以降調整中) 平成26年度下期に実施予定。 平成26年2月1日、匿名による相談の受付開始。 平成26年2月ポスター・シールの配布、社内報掲載。 平成27年5月の取締役会から年1回報告する。

No. 2 命令項目 2. 第一歩の改善 (1)改ざんの根絶 ②安全意識の徹底及び安全知識の向上に関する職員教育体制の再構築

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<p>・過去のトラブル等を参考としながら、会社全体を通じて、鉄道輸送における安全確保の必要性について徹底するとともに、鉄道事業者の基本姿勢としての安全性の向上に向けた不断の努力の重要性について認識させること。</p>	<p>○安全意識の浸透 (安全推進部 課長(企画)) 鉄道輸送における安全確保の必要性、鉄道事業者の基本姿勢としての安全性の向上に向けた不断の努力の重要性について、下記の事項をはじめとして社員全員が認識するべく幹部があらゆる場で伝え、具体的に行動するとともに、研修の場等で全社員に浸透させる。 i) 経営陣は、「安全は天から降ってこない」ということを認識し、7000人の社員とともに不退職の決意で取り組む。 ii) 経営トップは、定時運行よりも安全が優先との価値観を明確にし、社内・社外に開示する。 iii) 北海道には私鉄がなく、道民はJRを利用するしか他に選択肢がないこと、並びに北海道の産業及び観光に影響を与えていること、安全の取り組みについて道民からの理解が得られるように情報開示が必要なことを認識する。 iv) 大前提として、「安全」はできる範囲でやるのではなく、最低基準というものがあって、そこをまず絶対に維持する。 v) 社長をはじめ経営幹部は、これまでの二十数年間の負の蓄積が噴出したものと考え、短い視点で穴を塞ぐのではなく、経営そのものに問題があったとの認識を持ち、安全対策の確実な実施を図る。 vi) 社長をはじめ経営幹部は、JR他社が行っている安全対策にも関心を持つ。 vii) 社長をはじめ経営幹部は、現場社員から遊離しないよう、現場を巡回し、社員との意見交換を行う。 viii) 安全に鉄道を運行することを大前提に置き、安全にかかわる以外のことについて順番を明確にして当面手を引き、安全を第一に会社再生の再スタートを図る。</p>	<p>平成26年8月から継続実施</p>	<p>・経営幹部による膝詰め対話の継続実施。 平成26年度は、5月8日より全職場に対して順次実施中。</p>

No. 2 命令項目 2. 第一歩の改善 (1)改ざんの根絶 ②安全意識の徹底及び安全知識の向上に関する職員教育体制の再構築

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<p>○ 全社員を対象とした安全研修の実施 (総務部 副部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度から3年計画で全社員に対して実施する。 ・ 平成28年度から内容を見直し、全社員を対象とした研修を実施する。 <p>○ 安全研修室の充実 (安全推進部 課長(企画))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石勝線事故より後に発生した事故事例の追加。 ・ 「安全」「安定」を区別し、「安全」を意識できるように展示内容の見直しを図る。 ・ 安全研修が一巡する平成28年3月を機会に他社を含めた事故事例の追加、展示内容の見直しを実施する。 	<p>平成25年4月 から3ヶ年 平成28年度 から継続実施</p> <p>平成27年3月 平成27年3月</p> <p>平成28年3月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度 3,195名入所。 ・ 平成26年度 3,500名入所予定。

No. 2 命令項目 2. 第一歩の改善 (1)改ざんの根絶 ②安全意識の徹底及び安全知識の向上に関する職員教育体制の再構築

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<p>・ 軌道部門において、定期的に検査を行い、その結果を基にルールどおりに補修を行うことについて、その安全確保上の意義を十分に理解させるとともに、安全に関する法令や社内のルールに関する知識を向上させるよう、職員教育の体制を抜本的に再構築すること。</p> <p>・ 軌道部門以外の全ての技術部門においても、職員教育について同様の視点で検証し、見直しを行うこと。</p>	<p>【工務部】</p> <p>○ 保線社員に対する意識・技術教育の実施 (工務部 保線課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全保線社員を対象に「鉄道運営に対する基本姿勢の指導」を実施する。 保安業務に精通したOB(日本鉄道施設協会)や本社幹部等による社員教育を実施する。 <p>○ 過去のトラブル等を参考とした安全性向上のための取り組み (工務部 保線課長・工事課長・設備課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 軌道部門も含めた事故事例集(工務部編:最悪の事態を想定した場合に起こりうる事象を具体的に記載することで、安全に対する意識を高め、安全に関わる規程やルールの重要性を理解させることを目的)を作成する。 <p>【事故事例集の内容】</p> <p>JR他社事例も含めて約50件(内訳:保線30件、土木10件、建築・機械10件程度)程度を掲載し、事故の概要だけでなく、①最悪の場合にはどのような事態が考えられるか、②そのような事態を未然に防ぐために定められている規程、ルールや指導事項にはどのようなものがあるかを具体的に明記する。</p> <p>【工務部】</p> <p>○ 事故事例集を活用した社員教育 (工務部 工事課長・設備課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全に関する知識を向上させるため、過去に生じた事故の事例集を活用した社員勉強会を各所での月例会議等において実施する。 <p>【勉強会の内容】</p> <p>事故事例集の中から毎月1件程度をテーマとして取り上げ、事故の内容やその背景から自箇所置き換えた場合にはどのようなことが考えられるかを討議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故事例集は、平成26年9月までに作成し、各所での社員勉強会を平成27年3月までに定着させる。 <p>○ 安全に関する教育カリキュラムの追加 (工務部 工事課長・設備課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度の階層別集合研修等において、検査の意義や検査結果に基づいて施設の修繕を実施することの安全確保上の意義、安全に関するルールについてのカリキュラムを追加し、教育を実施する。 	<p>平成26年2月 から継続実施 (1回/年) 平成26年9月</p> <p>平成26年9月</p> <p>平成27年3月 (月1回/所)</p> <p>平成27年3月</p> <p>平成26年5月 から継続実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年2月～3月実施済み(779名)。 転入者に対して平成26年4月18日指導済み(21名)。

No. 2 命令項目 2. 第一歩の改善 (1)改ざんの根絶 ②安全意識の徹底及び安全知識の向上に関する職員教育体制の再構築

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<p>【車両部】</p> <p>○ 検修社員育成のライフサイクルに基づいた教育体制の再構築 (車両部 検修課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両部として、現行の集合研修や現場のOJTの実態把握および現場の要望の聞き取りを行い、現場と一体となって「検修社員教育のライフサイクルに基づいた教育体制の再構築」を策定し、展開に向け現場長・検修科長会議で周知する。 ・ 「検修社員育成に向けたコンセプトの明確化」、「検修社員育成のライフサイクルの明確化」を行うことについて、技師会議を開催し、集合研修科目の設定とカリキュラムの検討を行い、研修内容に反映する。 ・ 新入社員教育と各種の階層別教育に「安全に関する法令やルールを守ることの重要性」についての部課長による特別講義を設定する。 ・ 安全確保の意義など安全意識の向上に向けた特別講義は、一般社員には「非破壊検査科」、「車両保守管理システム科」から、新入社員には「新入社員検修分科」研修より実施する。 <p>○ 「教育要領」制定による教育体系の明確化 (車両部 検修課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制定する「教育要領」の中で、検修関係社員への教育体系（誰が、いつ、何を教えるのか）を明確にして、12時間／年の教育時間を設定して繰り返し安全に関する意識を醸成する。 	<p>平成26年2月</p> <p>平成26年2月</p> <p>平成26年2月</p> <p>平成26年3月 から継続実施</p> <p>平成26年10月 から継続実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年2月4日より実施済み。 現場長・検修科長会議：平成26年2月4日 ・ 平成26年2月12日より継続実施中。 技師会議：平成26年2月12日、18日、25日 平成26年3月4日、11日 平成26年4月1日、8日、15日、22日、28日 平成26年5月13日、20日、26日 平成26年6月3日、17日、24日 平成26年7月8日、 ・ 平成26年2月4日設定、3月7日より継続実施中。 ・ 平成26年3月7日から継続実施中。 「非破壊検査科」：平成26年3月7日 「車両保守管理システム科」：平成26年3月13日 「新入社員検修分科」：平成26年4月28日 ～6月13日 「新任管理者」：平成26年6月25日 「車両技術マスター科」：平成26年7月1日～2日

No. 2 命令項目 2. 第一歩の改善 (1)改ざんの根絶 ②安全意識の徹底及び安全知識の向上に関する職員教育体制の再構築

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<p>○過去の重大事故・事象を風化させない取り組み (車両部 検修課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 車両部においては、過去10年間の事故・故障から「絶対に再発させてはならない」重大事故・事象を抽出し、風化させない取り組みとして再発防止の教育を平成26年8月から開始し、11月から実施状況、問題点などの把握を行いトレースを実施する。 11月から実施状況、問題点などの把握を行いトレースを実施する。 <p>○現場における重大事故・事象を風化させない取り組み (車両部 検修課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場においては、抽出した重大事故・事象の事例を参考に自箇所できりうる事故事例について、制定する「教育要領」で定めた定期的な教育の場で継続的に実施する。 <p>【運輸部】</p> <p>○重点取り組み (運輸部 運用課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点取り組みとして、まず、起こりうる事故・事象を「安全」と「安定」に区分し、お客様の生命に結びつく「安全」を優先する(確実にやりきる)ことを、運輸現場長会議、指導構内会議、サービス車掌会議の場で、事例をあげつつ議論する。 <p>○「お客様の生命に関わる重大事故事例」の作成と活用 (運輸部 運用課長・運行管理センター所長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職種(指令、運転士、車掌)ごとに、「お客様の生命に関わる重大事故事例」を抽出し、職場教育用の教材を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> 運転士、車掌 <ul style="list-style-type: none"> 重大事故事例の抽出 教材の作成 CAI教材への展開(定例の指導訓練で教育) 指令 <ul style="list-style-type: none"> 重大事故事例を抽出し、毎月の訓練で教育(平成26年度末に事例集として完成予定) <p>○保安装置(ATS)損壊事象再発防止の取り組み (運輸部 運用課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全の根幹に関わる保安装置(ATS)の損壊事象について、運転士・車掌を対象に指導訓練で定期的に指導(新聞記事を活用)し、再発防止を図るとともに、運転保安要員としての位置付けを教育する。 	<p>平成26年8月 から継続実施</p> <p>平成26年11月 から継続実施</p> <p>平成26年8月 から継続実施</p> <p>平成26年4月 から継続実施</p> <p>平成26年6月 平成26年9月 平成27年3月 から継続実施</p> <p>平成26年4月 から継続実施</p> <p>平成26年9月 から継続実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月から継続実施中。 平成26年4月7日運輸関係現場長会議実施済み。 平成26年4月14日運輸関係担当者会議実施済み。 平成26年5月10日サービス・車掌会議実施済み。 平成26年6月に事例の抽出実施済み。 平成26年4月から本社指令で開始済み。

No. 2 命令項目 2. 第一歩の改善 (1)改ざんの根絶 ②安全意識の徹底及び安全知識の向上に関する職員教育体制の再構築

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<p>【電気部】</p> <p>○安全に関する教育カリキュラムの追加 (電気部 企画課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インシデント教育(追分駅錯誤信号事故等に関する対策)として実施していた「電気関係社員安全講習会」(年1回(年度初)の実施)に安全に関するカリキュラムを追加する。 (追加カリキュラム) 検査、修繕の安全確保上の意義について 法令、ルールについて (安全綱領、鉄道に関する技術基準 等) ・重大労災である感電事故の発生を防止するため、上記講習会に感電事故防止に関するカリキュラムを追加する。 (追加カリキュラム) 感電事故防止に関するルールについて 感電事故を防止するために(DVD) <p>○事故事例集を活用した社員教育 (電気部 企画課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工務関係社員における教育及び訓練等実施要領」に基づき、各箇所長が自箇所で行っている教育に、安全に関する知識を向上させるため事故事例集を活用した教育カリキュラムを追加する。 <p>【駅業務部】</p> <p>○過去の事故事例集の作成 (駅業務部 副部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅系統で起こりうる自社・他社の過去のトラブル等の事例を抽出し、現場長会議等で議論する仕組みをつくる。 	<p>平成26年4月 から継続実施 (1回/年)</p> <p>平成27年4月 から継続実施 (1回/年)</p> <p>平成27年4月</p> <p>平成26年8月 から継続実施</p>	<p>・平成26年4月実施済み。</p>

No. 3 命令項目 2. 第一歩の改善 (1)改ざんの根絶 ③記録を重視するルールの策定及びその徹底

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当者	実施時期	進捗状況
<p>・ 軌道部門において、ルールに従い正確な検査を行い、その結果を正しく記録に残すこと、このような検査結果の記録に基づき、必要な補修作業を確実に行うこと、及び実施した補修作業の結果を記録することについて、規程等で明確に定め、これを徹底すること。</p>	<p>【工務部】 ○ 線路検査規程等における検査データの記録及び管理ルールの明確化 (工務部 保線課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査の実施責任者を明確化するとともに、記録項目、記録手段、記録の管理者、保管期間等を明確化する。(線路検査規程等関係) ・ 補修後の仕上がり検測の方法を明確化する。(線路検査規程等関係) ・ 補修後の仕上がり検測結果の記録を明確化する。(線路検査規程等関係) ・ 軌道部材の検査等について検査方法や項目を見直すとともに、補修基準などが曖昧なものを明確化する。(軌道整備規程等関係) ・ 木マクラギの管理方法について統一(一本管理化)するとともに、不良状態の判定基準・交換基準を明確化する。(線路検査マニュアル関係) ・ 分岐器軌道変位検査やその他軌道部材検査等の記録簿(野帳)の様式を統一する。(通達) 	<p>平成26年4月</p> <p>平成26年4月</p> <p>平成26年4月</p> <p>平成26年4月</p> <p>平成26年1月</p> <p>平成26年4月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年4月1日より適用済み。 ・ 平成26年4月1日より適用済み。 ・ 平成26年4月1日より適用済み。 ・ 平成26年4月1日より適用済み。 ・ 平成26年1月1日より適用済み。 ・ 平成26年4月1日より適用済み。 (分岐器軌道変位検査は平成26年1月より)

No. 3 命令項目 2. 第一歩の改善 (1)改ざんの根絶 ③記録を重視するルールの策定及びその徹底

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 車両部門をはじめ、軌道部門以外の全ての技術部門においても、同様の視点で検証し、必要な対策を講ずるとともに、記録の重要性について再徹底すること。 	<p>【工務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○軌道部門以外の記録の重要性についての再徹底に向けた取り組み (工務部 工事課長・設備課長) <p>土木部門・設備部門においては、記録を重視するルールの規程等での明確化について同様の視点で検証した結果、特段、新たなルール化の必要なものは見受けられなかった。</p> <p>(土木部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> 土木施設の検査は、土木施設整備心得(実施基準)及び土木施設管理マニュアルに基づき実施しており、検査結果と土木施設に生じている変状等を検査記録簿に記録する。また、土木施設で変状の程度が大きく、措置を要するものについては、本社工務部と土木部門の現場がその情報を共有する。 本社は、定期的に土木部門の現場に出向き、管理上重要な土木施設の検査記録簿の確認と、検査記録簿の適正な作成についての指導を行っており、今後も継続して行う。 検査記録の重要性について、土木関係助役会議で再徹底を行う。 <p>(設備部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の検査は、建築物維持管理マニュアル、建築保全示方書及び機械関係検修工事標準示方書に基づきグループ会社が実施しており、検査結果と補修の必要性などの設備の評価は、報告書として設備部門の現場に提出され、社員が内容の確認を行う。本社工務部は、現場で開催される月例の建築保全会議及び機械保全計画会議において、現場から報告を受け、情報共有する。 検査記録の重要性について、保全会議で再徹底を行う。 	<p>平成26年3月</p> <p>平成14年3月から継続実施</p> <p>平成27年3月(年1回/所以上)</p> <p>平成26年2月</p> <p>平成25年11月から継続実施</p> <p>平成26年3月</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「予防保全指導」(年1回/所)にあわせて確認する。 平成26年2月3日に実施済み。 検査結果報告は、毎月月例の保全会議で確認する。 平成26年3月10日に実施済み。

No. 3 命令項目 2. 第一歩の改善 (1)改ざんの根絶 ③記録を重視するルールの策定及びその徹底

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<p>【車両部】</p> <p>○ ルールの確認・策定とその徹底 (車両部 検修課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両部において、検修課の副課長及び担当者による規程の確認を行うとともに部課長による確認を行う。また、検修課長によるルールに沿った検査と記録に関して検証を実施する。 <p>○ 確認・検証結果に伴い、次の取り組みを実施する。 (車両部 検修課長)</p> <p>【請負会社の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「車両関係工事等請負資格選定手順書」を制定後、「請負資格確認書」を発行し、請負先から申請のあった「再委託承諾書」を発行する。 ・ 「車両関係工事等共通示方書」と「車両関係工事等請負事務取扱手続(規程)」を改定する。 <p>【発注側の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請負業務においては、工場等の外注担当者、検査員、監督者を招集し、請負会社の検修調書等の記載事項や検査データを確実に確認して、検修調書等の保管場所を決めて管理するよう指導・徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「車両関係工事等品質管理マニュアル(通達)」と「品質管理立入審査マニュアル(通達)」を制定する。 ・ 集合研修「外注管理科」を設定したが、今年度以降も「請負契約業務管理科」として継続的に実施する。 ・ 「品質管理立入審査」の項目に調書類の確認も追加する。 ・ 「車両関係工事等請負事務取扱手続」、共通仕方書の継続した見直しについて、グループ会社と定期的な打合せを実施する。 	<p>平成25年10月 から12月 平成26年2月 から3月 以降継続実施</p> <p>平成25年12月 から継続実施</p> <p>平成26年3月 平成26年4月</p> <p>平成25年12月</p> <p>平成26年3月</p> <p>平成26年2月 から継続実施</p> <p>平成26年7月</p> <p>平成26年7月 から継続実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年10月から平成26年3月で実施済みではあるが、継続実施中。 ・ 平成25年12月11日から20日に実施済み。 ・ 平成26年3月20日と4月1日で実施済み。 ・ 平成25年12月12日に実施済みではあるが、継続実施中。 ・ 平成26年3月31日に実施済み。 ・ 平成26年2月21日から継続実施中。

No. 3 命令項目 2. 第一歩の改善 (1)改ざんの根絶 ③記録を重視するルールの策定及びその徹底

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<p>【電気部】</p> <p>○ 電気関係設備保全マニュアル(通達)による検査管理業務の具体的規定化 (電気部 企画課長・情報制御課長・電力技術課長)</p> <p>電気設備の検査、その結果に基づく処置(補修)などについては、「電気関係設備保全マニュアル」(通達)に基づき実施し、それらの記録については「電気設備管理システム」を基本として、データを保存(定められた保存期間)、管理しており、新たなルール化の必要性はないが、以下の改善点を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同マニュアルでは、検査管理業務についての具体的な方法の規定が不足していたことから、今後、適切な設備管理を行うことを継続的に担保するため、業務についての具体的方法についてフロー図等を新たに追加する同マニュアルの改正を行う。 改正の趣旨、内容及び記録の重要性について、現場管理者、担当社員に対して、周知、再徹底を図る。 	<p>平成25年12月</p> <p>平成26年2月</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年12月実施済み。 平成26年2月実施済み。

No. 4 命令項目 2. 第一歩の改善 (1)改ざんの根絶 ④改ざんを防止する作業環境の整備

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 軌道部門において、改ざんが行われる余地を極力少なくするとともに、検査データの転記ミス等の発生を防ぐため、機械による検査を行い、その検査データを自動的に管理できるシステムの導入を行うこと。 軌道部門において、検査及び補修作業の結果について、多重のチェックを行う体制を確立すること。また、現場の管理者等が、常に職員の作業状況を確認し、正しい作業を実施するための適切な指導監督を行う体制を確立すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○検査のシステム化による不正なデータ処理の防止 (工務部 保線課長) <ul style="list-style-type: none"> マヤ車のシステム改修、新型トラックマスターの導入(データ処理システムの改修)を行い、セキュリティの向上とデータ処理の自動化を図る。 検査データの信頼性向上や記録の徹底のため、検査器具類(記録装置付き標準ゲージの導入等)の統一を図る。 分岐器軌道変位検査の装置化(糸はりからトラックマスターによる検査へ移行)を図る。 ○脱線に直結する検査データに対する多重チェックの実施 (工務部 保線課長) <ul style="list-style-type: none"> 軌道変位管理について、検査結果に基づき適切な補修を行う保守管理体制(多重チェック)のルールを明確にする。 軌道変位のほか、脱線に直結する設備の検証を行いチェック体制を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月 平成26年3月 (軌道変位関係) 平成26年10月 平成25年10月 から継続実施 平成26年4月 から継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月の検測から運用開始済み。 軌道変位関係以外は、逐次納入。 (トラックマスター18台新規導入、デジタルゲージ60本など) 平成26年4月から試行(札幌、函館、大沼) 平成26年3月(平成26年4月施行)に関係マニュアルを改正し、軌道変位管理体制の制度化を実施済み。 ポイント先端部の摩耗について、多重チェックによる管理体制を平成26年4月から実施済み。

No. 4 命令項目 2. 第一歩の改善 (1)改ざんの根絶 ④改ざんを防止する作業環境の整備

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 軌道部門以外の全ての技術部門においても、同様の視点で検証し、必要な対策を講ずること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○軌道変位管理体制の制度化 (工務部 保線課長) <ul style="list-style-type: none"> 軌道変位管理の業務分担を管理者が明確に定めるとともに、その業務実施状況を管理室助役と保線所長が管理することを制度化する。 【工務部】 ○検査品質向上のための取り組み (工務部 工事課長・設備課長) <ul style="list-style-type: none"> 土木部門および設備部門においては、検査の対象、項目、方法が多岐にわたり、一律に検査の機械化やデータの自動化を実施できないため、検査の品質を向上させるための取り組みとして、検査を担当する社員への教育、検査記録の定期的な確認を本社が継続して実施する。 土木部門および設備部門においては、マニュアル、示方書に基づいて検査および修繕工事の結果を実施者とは別の者が確認する仕組みとなっており、これらのチェック体制を継続して実施する。 土木部門においては、検査効率の向上、記録の管理、本社と現場の情報共有の観点から設備管理システムを導入する。 平成26年度にシステムの基本仕様の検討を進め、平成27年度にシステム設計を実施し、平成29年3月にシステムを導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月 平成25年11月から継続実施 継続実施 平成29年3月 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月(平成26年4月施行)に関係マニュアルを改正し、軌道変位管理体制の制度化を実施済み。

No. 4 命令項目 2. 第一歩の改善 (1)改ざんの根絶 ④改ざんを防止する作業環境の整備

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<p>【車両部】</p> <p>○ 請負業務の管理と徹底 (車両部 検修課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場等において、輪重測定データなど測定機器から出力されるデータについては、そのまま記録として貼付するか保管する管理をしており、転記ミス等の発生はない。 請負業務においては、工場等の外注担当者、検査員、監督者を招集し、請負会社の検修調書等の記載事項や検査データを確実に確認して、検修調書等の保管場所を決めて管理するよう指導・徹底する。 現場の管理者等が自主点検により作業状況を定期的にチェックし、適切な指導管理を実施できる体制を開始する。また、その自主点検結果のフォローのため、本社の課長等がリーダーとなり現場に赴く体制も平成25年12月から実施する。 <p>○ Wチェック体制の構築 (車両部 検修課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故につながる可能性が高い「落とすな(車両が走行中に部品などを落下しないようにすること:列車脱線事故防止)」「燃やすな(車両のエンジンや配電盤などから発火させないようにすること:列車火災事故防止)」「こぼすな(車両のドア故障によりお客様が落下したり、燃料等をこぼさないようにすること:鉄道人身傷害事故・列車火災事故防止)」に関わる装置および蓋等を取り付けることで後検査が出来なくなる装置を主体に「安全」に関わるチェック項目を抽出し、チェック表の作成・改善を行い、以下の内容で新たなWチェック体制を構築する。 5月中旬まで現場毎にWチェック項目の抽出を行う。 会議結果を受け、6月末までに抽出・統一した項目に対してのチェック表を現場で作成し、本社・現場で相互確認後、検修社員の教育を行い、新たなWチェック体制を導入する。 Wチェック体制導入後、トレースを行い、継続的に改善を図る。 	<p>平成25年12月 から継続実施</p> <p>平成25年10月 から継続実施</p> <p>平成26年5月</p> <p>平成26年8月</p> <p>平成26年9月 継続実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年12月12日から継続実施中。 平成26年5月20日検修科長会議の実施。 Wチェック項目の調整・統一

No. 4 命令項目 2. 第一歩の改善 (1)改ざんの根絶 ④改ざんを防止する作業環境の整備

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<p>【電気部】</p> <p>○ 検査管理業務チェック体制の構築 (電気部 情報制御課長・電力技術課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気設備の検査、その結果に基づく処置（補修）などについては、「電気関係設備保全マニュアル」（通達）に基づき実施し、それらの記録については「電気設備管理システム」を基本として、データを保存（定められた保存期間）、管理しており、引き続き、これらの方法により記録を正しく管理する。 「電気関係設備保全マニュアル（通達）」を改定し、各箇所長が2回/年、自箇所の検査管理業務について点検を行い、また本社電気部は年1回各箇所の検査管理業務について点検を実施する。 <p>○ 検査業務を委託するグループ会社と一体となったチェック体制の構築 (電気部 企画課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「電気関係設備保全マニュアル」（通達）に定めた検査管理業務の点検とは別に、検査を外注している会社も含め検査およびその管理業務（検査・処置・管理）の状況を把握するため電気部、グループ会社本店により、グループ会社ならびにJRの現場に対する点検を実施する。 	<p>継続実施</p> <p>平成26年4月 から継続実施</p> <p>平成27年3月 から継続実施 (1箇所以上/年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月実施済み。 平成25年12月に改正したマニュアルに基づき、平成26年3月から4月の間で全職場において箇所長の点検と電気部の点検を実施

No. 5 命令項目 2. 第一歩の改善 (1)改ざんの根絶 ⑤改ざんが行われた場合における厳しい処分環境の整備

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 今回のような改ざんを根絶するため、改ざんを行った者に対しては厳しい処分が行われるよう、厳正な社内規程の整備及びこの確実な適用を行うこと。 悪質な改ざんについては、直ちに、行政・司法当局に通報・告発する等、厳格な対応も行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道事業者として、鉄道の安全運行を阻害する行為は、絶対に許される行為ではないことから、JR北海道の就業規則等に以下のことを明記する。 (総務部 副部長) <ul style="list-style-type: none"> 「鉄道の安全運行に必要な数値又はデータを不正に変更する行為を行った場合」が懲戒の基準になること。 懲戒の基準に該当するすべての行為のうち、「故意に鉄道の安全運行を阻害する行為を行った場合は、厳しく懲戒する」こと。 ○グループ会社の内、鉄道関係業務に従事する会社に対して当社と同様に「懲戒の基準」の改正を指示する。(JR北海道グループ総務担当部長会議) (総務部 副部長) ○その他の事業会社に対して「懲戒の基準」の改正の再検討を指示する。 (総務部 副部長) ・個別に事象を見極めた上で、悪質な改ざんについて、直ちに、行政・司法当局に通報・告発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月 平成26年4月 平成26年6月 平成26年6月 平成26年3月 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月1日、JR北海道において就業規則、パートナー社員就業規則及び懲戒取扱規程に定める「懲戒の基準」を改正。 平成26年4月24日、JR北海道グループ総務担当者会議において「懲戒の基準」の改正の検討依頼。 グループ27社の総務担当部長等 平成26年4月に上記会議を開催し、グループ会社に対し実績に照らし懲戒基準の見直しが必要か否か検討を依頼した。しかし、各社とも見直しには至らず、5月に北海道軌道施工業のコンプライアンス違反行為が発生したことから、6月5日に再度下記の会議を開催した。 平成26年6月5日、JR北海道グループ総務担当部長会議において「懲戒の基準」の改正(再検討を含む)の指示。 グループ27社の総務担当部長等 平成26年7月以降準備でき次第、グループ各社で順次施行。 平成26年3月25日の経営会議に付議。

No. 6 命令項目 2. 第一歩の改善 (2)安全管理体制の再構築 ①安全統括管理者の業務体制の刷新

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<p>・ 輸送の安全を確保するため、現場の状況を掌握し、必要な指示を的確に行うこと、必要により社長等に対して意見を述べること等の安全統括管理者に求められる機能の実効性を担保し、各技術部門を確実に統括管理する体制を確立すること。</p>	<p>○ 日々発生した事象への対応 (安全推進部 課長(企画)、企画室 課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎朝、安全統括管理者が5時に始発前の安全確認を指令からの状況報告に基づき実施。その後、8時に安全統括管理者と各部長等による安全確認を実施、確認結果および日々留意すべき事項を極力具体例を示して現場長へ社内イントラネットにより周知する。 ・ 各現場長は周知された事項に基づき、点呼や会議で社員への注意喚起等を行う。 <p>○ 日々行われている業務における課題への対応 (企画室 課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部門の課長クラスが職場を巡回し、現場長による自主点検の状況や職場が抱える課題を把握する。 ・ 主管部で把握した課題、課題解決に向けた取り組みの進捗状況等について、毎週開催の鉄道事業本部内部部長会議の場において安全統括管理者に報告を行うとともに、他部門の部長へも情報の共有化を図る。 ・ 各部長は、月に1回、自分の部の安全に関わる課題の全てについて、進捗状況を安全統括管理者へ報告する。安全統括管理者は必要な指示を行う。 <p>○ 安全統括管理者による現場巡回 (安全統括管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全統括管理者は、現場を巡回し、現場社員、現場管理者と意見交換を行い、会社施策の浸透状況、施策実施後にも残っている課題を確認する。 <p>○ 安全統括管理者から社長への意見具申 (安全統括管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日々発生した事象への対応、日々行われている業務における課題への対応、現場巡回等で把握した問題点、課題等に対して、安全推進委員会、経営会議等の場で安全統括管理者は社長へ意見を述べる。 	<p>平成25年10月から継続実施</p> <p>平成25年12月から継続実施</p> <p>平成25年12月</p> <p>平成26年4月から継続実施</p> <p>平成26年4月から継続実施</p> <p>平成26年4月から継続実施</p> <p>平成26年4月から継続実施</p> <p>平成26年4月から継続実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年10月3日より継続実施中。 ・ 平成25年12月9日より継続実施中。 ・ 各主管部にて継続実施中。 ・ 平成26年4月14日より継続実施中。 ・ 平成26年4月14日より継続実施中。 ・ 平成26年6月までに25箇所で見直しを実施。 ・ 安全統括管理者から社長への意見の例 安全推進委員会において、事故報告制度の見直し、安全推進委員会運営の見直し等について意見を述べた。 経営会議において車両の設備投資について意見を述べた。

No. 6 命令項目 2. 第一歩の改善 (2)安全管理体制の再構築 ①安全統括管理者の業務体制の刷新

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 安全統括管理者が、安全対策の着実な推進及びその実施状況の確認を行う体制を確立すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全統括管理者安全ミーティングの開催 (安全推進部 課長(安全)) ・発生した事故等に対する対策、安全に関する取り組み等を鉄道事業本部内での検討する場として、「安全統括管理者安全ミーティング」を毎週開催する。 	<p>平成25年11月から継続実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年11月6日より、平成25年度20回実施。 ・平成26年度 8回実施(6月末日まで)。

No. 7 命令項目 2. 第一歩の改善 (2)安全管理体制の再構築 ②安全推進委員会の運用の見直し

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送の安全確保上重要と考えられる事故等及びヒヤリ・ハット事象の状況について、その原因究明及び必要と考えられる対策を調査審議すること。 ・ 本「JR北海道が講ずべき措置」の実施等輸送の安全を確保するための総合的な事項について調査審議すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全推進委員会において調査・審議すべき事項の整理 (安全推進部 課長(安全)) <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要なテーマを見逃さないため、列車の遅延等に関係なく発生した「事故」「事象」はすべて報告することとし、「安全」と「安定輸送」を分類できるよう社内における事故・事象の報告ルールを見直す。 ・ 安全推進委員会においては調査・審議する事故、事象を、鉄道運転事故、インシデント、列車に遅延を生じていなくても重大な事故に至る可能性がある事象及び他社で発生した重大事故・インシデントに絞り込み、重点的に原因・対策を徹底的に議論する。 ○ 「最悪」の場合を念頭においた調査・審議の実施 (安全推進部 課長(安全)) <ul style="list-style-type: none"> ・ 「最悪」の場合、どのようになるかということを検討資料に記述し、原因の究明を徹底し、再発防止の対策を考える。また、「最悪」の事態をイメージすることで、安全の意識を高める。 ○ 安全に関する施策、再発防止の取り組みのトレースの実施 (安全推進部 課長(安全)) <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度計画である「安全推進計画」などのほか、「事業改善命令・監督命令による措置」等への取り組み及びその進捗状況について、定例的に調査・審議する。 ・ 津波対策・竜巻対策・踏切事故対策等体系的に取り組むべき課題について審議・検討を行う。 ・ 対策の取り組み状況のトレースを「半年後」「2年後」に行うことにより鉄道運転事故の再発防止を図る。 ・ トレースの結果できていなかった事項については、「なぜできていなかったのか」を究明し、改善もしくは指導を強化することにより、PDCAサイクルを回し安全の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年8月 平成26年8月から継続実施 平成26年5月から継続実施 平成25年10月から継続実施 平成26年8月から継続実施 平成26年8月から継続実施 平成26年8月から継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな規程「事故と事象の報告及び分類規程」の案について、平成26年5月14日より現場長・現場管理者への説明会を実施中。 ・ 江差線札苅駅構内での貨物列車脱線事故について、お客様並びに沿線自治体の皆様にご安心いただけるよう平成26年6月25日の安全推進委員会で審議し、さらに徹底的な原因究明を行うために鉄道総研に調査を依頼した。 ・ 平成26年5月23日 第4回安全推進委員会より継続実施中。 ・ 平成25年10月より実施中。

No. 7 命令項目 2. 第一歩の改善 (2)安全管理体制の再構築 ②安全推進委員会の運用の見直し

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<p>・以上のほか、鉄道の事故防止に関する事項を総合的に検討すべき安全推進委員会が本来の機能を発揮し、輸送の安全確保上有効かつ適切な対策を講ずるため、同委員会の適切な運用を図ること。</p> <p>・社長をはじめとする経営陣は、会社経営に当たり、安全推進委員会での審議結果を最大限尊重し、その確実な実施を図ること。</p>	<p>○安全推進委員会開催頻度の見直し (安全推進部 課長(安全))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで月1回であった開催を見直し、月2回の開催を定例とする。 ・必要により定例開催のほかにも臨時に安全推進委員会を開催する。 <p>○出席者の見直し (安全推進部 課長(安全))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全推進委員会出席者の見直しを行うとともに、社内規程により定められた構成員以外の出席を取りやめる。 <p>○安全推進委員会 専門部会の設置 (安全推進部 課長(安全))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全推進委員会で調査・審議した結果、駅業務部・運輸部・工務部等各主管部にて原因究明、対策を検討した事象について、関係する現場長と議論する場として、系統毎の専門性を活かし安全推進委員会専門部会を設置する。 ・専門部会には、関係するグループ会社も出席する。 <p>○各部における安全推進会議の設置 (工務部 管理課長・保線課長・工事課長・設備課長、車両部 検修課長、運輸部 管理課長・運用課長・運行管理センター所長、電気部 企画課長・電力技術課長・情報制御課長、駅業務部 副部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅業務部・運輸部・工務部等、主管部毎に安全推進会議を設置する。 ・安全推進委員会で議論すべき内容の徹底した検討を行う。 ・監督官庁へ報告する事故及び事象並びに安全推進委員会の調査・審議に至らない事象についての原因究明、対策の検討、並びに他社で発生した重大事故・インシデントについての討議を行う。 <p>○安全推進委員会への社長の出席等 (安全推進部 課長(安全))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでと同様に社長は安全推進委員会へ出席し、調査・審議に加わる。 ・安全の取り組みについては、経営会議、取締役会へ定例的に報告し、鉄道事業以外の経営陣にも認識の共有を図る。 	<p>平成26年4月から継続実施</p> <p>平成25年10月から継続実施</p> <p>平成26年1月から実施</p> <p>平成26年8月から継続実施</p> <p>平成26年8月から継続実施</p> <p>平成26年5月</p> <p>平成26年8月</p> <p>平成26年8月</p> <p>平成19年7月から継続実施</p> <p>平成26年5月から継続実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月より月2回を定例とした。 ・平成25年10月より必要により臨時開催を行うこととした。(平成25年度の臨時開催は8回) ・委員会等規程を見直し、平成26年1月より実施済み。 ・各主管部長が部会長とし、「駅専門部会」「運輸・車両専門部会」「工務専門部会」「電気専門部会」を設置することで、安全推進委員会で審議済み。開催に向けて準備中。 ・専門部会毎に関係するグループ会社を含めることで準備中。 ・平成26年5月より実施済み。 ・継続実施中。 ・これまでの運転事故・労働災害発生状況に加え、安全の取り組みについての報告を平成26年5月より継続実施中。

No. 8 命令項目 2. 第一歩の改善 (2)安全管理体制の再構築 ③事故等の原因究明・再発防止対策の検討体制の確立

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 安全推進部において、会社全体として執着心を持って原因究明を行い、その結果を再発防止対策の検討に反映するよう、主導的な役割を果たすことができる体制を確立すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全推進部における原因究明等の見直し (安全推進部 課長(安全)) ・事故報告に関する社内規程を見直し、鉄道運転事故、鉄道運転事故に至る恐れがあった事象等安全に関するリスクが高い事象について徹底して原因究明を行う。 ・安全推進部は、独自に調査を行い、主管部が究明した原因、検討した対策について、安全推進部の視点から確認し、必要な事項については安全推進委員会の場で議論を行う。 ・調査スキルを高めるため、4M4E分析手法を導入する。 ・リスクアセスメントの考え方に基づき、重大な事故に繋がる事柄を最重点で取り組むしくみとするべく、事故報告の基準・制度を見直し、安全推進委員会で議論するテーマのあり方を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年8月から継続実施 平成26年8月から継続実施 平成26年3月から継続実施 平成26年8月から継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月よりJR東日本からの指導を受け事故調査担当者への研修を開始。 平成26年6月の安全推進委員会より4M4Eの分析手法による事故・事象の分析結果を報告。

No. 8 命令項目 2. 第一歩の改善 (2)安全管理体制の再構築 ③事故等の原因究明・再発防止対策の検討体制の確立

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<p>・車両部門において、安全推進部の主導の下、正確な事実関係の把握、車両部門の特性に応じた技術的な調査等を的確に行う体制を確立すること。</p>	<p>○車両部における原因究明等の見直し (車両部 検修課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両部車両検修グループに調査分析担当として2名増員し、原因究明できる体制とする。また、車種別の担当者を本・支社別の担当者として、各現場とのつながりを重視した体制とする。 ・「車両部安全推進会議」を設立し、安全に関わる事項について、部長、課長、GL等により、毎月、徹底的に原因の究明、対策の策定、トレースを行う体制とし、「安全推進委員会」や「車両故障防止検討会」への車両部としての方向性を示す。 ・「車両部安全推進会議」と「車両故障防止検討会」での検討内容と方針決定内容を的確に行うことを目的に、現場の故障調査報告書に基づく実態把握とトレースする体制として、「車両故障防止検討分科会」を本・支社毎に設立する。 <p>○車両部における実態把握の取組み (車両部 計画課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の品質管理の一環として、現場における構造変更内容などを本社で確実に把握し必要な確認と指導を行うため、また、原因究明や再発防止対策に向けて新たな「事前照会制度」を実施する。 	<p>平成26年3月</p> <p>平成26年4月から継続実施</p> <p>平成26年4月から継続実施</p> <p>平成26年4月から継続実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年3月24日実施済み。 ・平成26年4月14日から継続実施中。 第1回:平成26年4月14日開催 第2回:平成26年5月12日開催 第3回:平成26年6月16日開催 ・平成26年4月9日から継続実施中。 本社直轄:平成26年4月11日、5月9日、6月9日開催 釧路支社:平成26年4月11日、5月8日、6月9日開催 旭川支社:平成26年4月9日、5月8日、6月6日開催 函館支社:平成26年4月10日、5月8日、6月6日開催 ・平成26年4月1日から継続実施中。 温水タンク取り外し容易化に伴うMR配管ユニオン追加 (平成26年4月1日照会、4月15日承認、5月15日回答) キハ40三国社製MX250機関予熱器更新 (平成26年4月1日照会、4月15日承認、5月15日回答) 温水器使用停止に伴う給水管の撤去 (平成26年4月3日照会、4月15日承認、5月15日回答) DD51機関車油圧ホース取付管の変更 (平成26年4月4日照会、4月15日承認、5月15日回答) キハ40-837号ATS車上子吊り金具取付穴長穴化 (平成26年5月13日照会、5月13日承認、5月15日回答) 789系0代及びキハ784-303同期電源NFBへのテプラ標記による注意喚起 (平成26年5月21日照会、5月26日承認、5月26日回答) 721系運転席前面熱線ガラス温度調整器のダイオード化試行 (平成26年6月30日照会、設計検討中) 721系ATS-DN用AG46形速度発電機ケーブル線摩耗対策 (平成26年6月30日照会、設計検討中) 等 照会件数:全21件(回答済み19件、設計検討中2件)

No. 8 命令項目 2. 第一歩の改善 (2)安全管理体制の再構築 ③事故等の原因究明・再発防止対策の検討体制の確立

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<p>・車両部門以外の全ての技術部門においても、同様の視点で検証し、必要な対策を講ずること。</p>	<p>【工務部】 ○工務部における原因究明等の取組み (工務部 管理課長・保線課長・工事課長・設備課長) ・事故の原因究明にあたり、自然災害や軌道と車両の接触領域に関わる事象など、技術的な観点からの高度な分析が必要な場合には、鉄道総合技術研究所等の社外知見を活用しており、今後とも継続する。</p> <p>○4M4E分析手法の導入 (工務部 管理課長・保線課長・工事課長・設備課長) ・事故等の原因究明・再発防止対策については、新たに導入する4M4E分析手法により掘り下げて実施する。</p> <p>○工務部における再発防止に向けた取組み (工務部 管理課長・保線課長・工事課長・設備課長) ・原因究明・再発防止対策に当たっては、「工務部安全推進会議」において徹底して議論するとともに、「安全推進委員会工務専門部会」において現場長と議論、共有化を図る。これらの取組みを通して得られた情報は水平展開を行い、以下の会議等の場において、同種事故の再発防止に向けた議論に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各所の事故防止会議：(1回/月) ・工事安全検討会(各所)：(工事発注の都度) ・請負事故防止会議(本社)：(2回/年) <p>【運輸部】 ○「正しい報告」の社員への浸透 (運輸部 運用課長) ・事故報告制度の改正(懲戒制度の見直し含む)に基づき、「ありのまま、速やかに、報告する」ことの重要性を毎月1回の定例訓練等の場で社員に浸透させる。</p> <p>○4M4E分析手法の導入 (運輸部 運用課長・運行管理センター所長) ・事故等の原因究明・再発防止対策については、新たに導入する4M4E分析手法により掘り下げて実施する。</p> <p>○原因究明・再発防止対策の策定 (運輸部 管理課長・運用課長・運行管理センター所長) ・原因究明・再発防止対策に当たっては、「運輸部安全推進会議」において徹底して議論するとともに、「安全推進委員会運輸・車両専門部会」において現場長と議論し、現場の実態に合うよう策定する。</p>	<p>継続実施中</p> <p>平成26年7月から継続実施</p> <p>平成26年5月から継続実施中</p> <p>平成26年8月(1回/月)</p> <p>平成26年7月から継続実施</p> <p>平成26年5～8月(1回/月)</p>	<p>・継続実施中。</p> <p>・平成26年5月より「工務部安全推進会議」継続実施中。 ・平成26年8月「安全推進委員会工務専門部会」開催予定。</p> <p>・継続実施中。</p> <p>・平成26年7月より本事故防止担当者への教育を開始する。</p> <p>・平成26年5月より「運輸部安全推進会議」継続実施中。 ・平成26年8月「安全推進委員会運輸・車両専門部会」開催予定。</p>

No. 8 命令項目 2. 第一歩の改善 (2)安全管理体制の再構築 ③事故等の原因究明・再発防止対策の検討体制の確立

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<p>【電気部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気部安全推進会議の設置 (電気部 情報制御課長・電力技術課長) ・ 原因究明・再発防止対策に当たっては、「電気部安全推進会議」において徹底して議論するとともに、「安全推進委員会電気専門部会」において現場長と議論、共有化を図る。 ○ 4M4E分析手法の導入 (電気部 情報制御課長・電力技術課長) ・ 事故等の原因究明・再発防止対策については、新たに導入する4M4E分析手法により掘り下げて実施する。 <p>【駅業務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 駅業務部安全推進会議の設置 (駅業務部 副部長) ・ 駅業務部に駅業務部安全推進会議を設置する。 ・ 駅業務部安全推進会議は月1回開催する。会議では安全推進委員会の内容に関すること・駅に関わる安全施策に関すること・駅係員により発生した運転事故／労働災害の再発防止に関すること・その他、安全確保、駅の運転取扱において必要と認められる事項について討議する。 	<p>平成26年5月 から継続実施 (1回/月)</p> <p>平成26年6月 から継続実施</p> <p>平成26年5月</p> <p>平成26年5月 から継続実施 (1回/月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年5月15日、6月11日に「感電事故防止対策」を議題に実施済み。 ・ 平成26年6月、感電事故防止対策から手法導入。 ・ (1回目)平成26年5月23日、(2回目)平成26年6月17日、(3回目以降)毎月第1金曜日に開催。

No. 9 命令項目 2. 第一歩の改善 (2)安全管理体制の再構築 ④内部監査等の体制の充実

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 内部監査について、監査をする者の専門性と独立性に留意しつつ、安全管理の実施状況に関する監査を行う体制を確立すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自主監査体制の整備 (工務部 管理課長・保線課長・工事課長・設備課長、車両部 検修課長、運輸部 管理課長・運用課長・運行管理センター所長、電気部 企画課長・電力技術課長・情報制御課長、駅業務部 副部長) 各主管部で現場長が行う自主監査に使用するチェックシートへの掲載項目、チェックの頻度の整理を行う。 各主管部でチェックシートの作成を行う。 各主管部が作成したチェックシートによる現場長による自主監査を試行する。 各主管部は自主監査の試行に対してフォローアップを行う。 自主監査の試行状況について安全推進委員会へ報告する。 試行結果を基に各主管部でチェックシートの修正を行う。 現場長による自主監査を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年8月 平成26年9月 平成26年10月 平成26年10月 中間:平成26年10月 結果:平成27年2月 平成27年4月 平成27年5月 から継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【工務部】 平成25年11月18日に本社工務部内に業務支援室を設置し、軌道部門の全現場を対象に、業務実施状況の監査とフォローアップを実施。 平成26年4月14日付通達「保線業務プロセス管理の体系化について」により、各現業機関ごとに、それぞれの立場で業務実施状況等を定期的に把握、分析する流れを体系化した。 平成26年5月26日付事務連絡 現場に対し、保線業務における自主監査のチェックポイントを作成し配布した。 【車両部】【運輸部】 平成25年10月30日付通達「各箇所における自主点検の実施について」「本社との情報交換と実態把握の実施について」により、現場における自主監査と年4回の本社フォローの実施について指示。 平成25年12月 第1回 情報交換と実態把握 通達による基本的項目の自主点検結果についてフォロー実施。チェック項目の充実について指示。 平成26年3月 第2回 情報交換と実態把握 自主点検結果フォロー及び各箇所のチェック項目についてアドバイスする。 現場に対して、各現場に合った自主点検項目を抽出するために参考となる自主点検実施項目と点検手法の案を提示した。

No. 9 命令項目 2. 第一歩の改善 (2)安全管理体制の再構築 ④内部監査等の体制の充実

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<p>○ 主管部による現場長自主監査の状況の確認等 (工務部 管理課長・保線課長・工事課長・設備課長、車両部 検修課長、運輸部 管理課長・運用課長・運行管理センター所長、電気部 企画課長・電力技術課長・情報制御課長、駅業務部 副部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主管部は課長等の職場巡回により、年1回以上、各現場における現場長自主監査の実施状況を確認する。 ・ 現場長自主監査で把握した問題点については、各部の安全推進会議へ報告し、主管部長は自系統内の他職場で類似の問題を生じていないか確認し、必要な対策を講ずる。 ・ 各主管部は把握した問題点、是正の状況等を安全推進委員会専門部会において、各現場長、グループ会社へ水平展開を図る。 ・ 各主管部で把握した内容を安全推進部へ報告する。 <p>○ 安全推進部による現場長自主監査の状況の確認等 (安全推進部 課長(安全))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全推進部は、年間16箇所の現場(本社直轄・釧路・旭川・函館の4地区において駅・運輸・工務・電気の4系統から各1箇所の合計16箇所)を抽出し、現場長自主監査の実施状況を現場へ赴いて確認する。 ・ 安全推進部は、主管部からの報告、安全推進部による確認等現場長自主監査の実施状況、現場長・主管部による是正の状況等を年2回安全推進委員会へ報告する。 	<p>平成26年11月 から継続実施</p> <p>平成26年12月 から継続実施</p> <p>平成27年2月 から継続実施</p> <p>平成26年11月以降 から継続実施</p> <p>平成26年11月 から継続実施</p> <p>平成27年2月 から継続実施</p>	<p>【電気部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年12月に「電気関係設備保全マニュアル(通達)」を改定し、各箇所長が2回/年、自箇所の検査管理業務について点検を行い、また本社電気部は年1回各箇所の検査管理業務について点検を実施する。(平成26年4月に25年度分点検済み) <p>【駅業務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年5月、駅における運転取扱のマネジメント全般および運転取扱オペレーションの第1四半期用の自主点検表を作成した。

No. 9 命令項目 2. 第一歩の改善 (2)安全管理体制の再構築 ④内部監査等の体制の充実

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<p>・ 監査役による監査について、安全に関する法令への適合性等に関する監査を行う体制を強化すること。</p>	<p>○ 監査部による自主監査の状況の確認等 (監査部 課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査部は安全推進部、各主管部の取り組み状況を確認する。 ・ 監査部は、確認した結果等について社長へ報告する。 <p>○ 保線に関する業務実施状況の監査及びフォローの実施 (工務部 業務支援室長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軌道変位管理の業務実施状況(検査記録等及び現地)の重点的な監査を実施する。 ・ 大沼駅構内での貨物列車脱線事故以降の通達、指導事項(マクラギ管理等)に対する実施状況のフォローを行う。 <p>○ 監査役職務を補助する体制の強化 (監査役室長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで兼務であった監査役室長を専任にするとともに、内部監査業務から独立させ、安全に関する法令への適合性等に関する監査を行う体制を強化する。 <p>○ 経営トップの安全に関する関与の監査 (監査役室長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営トップにインタビュー等を実施し、安全に向けた主体的な関与状況について確認する。 <p>○ 専門的な監査役の選任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術に精通した者を監査役に選任し、安全に関する法令への適合性等に関する監査を行う体制を強化する。 	<p>平成26年11月から継続実施</p> <p>平成27年2月から継続実施</p> <p>平成26年4月より継続実施</p> <p>平成26年4月より継続実施</p> <p>平成26年3月から継続実施</p> <p>平成27年3月から継続実施</p> <p>平成26年6月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年6月 電気部から、現業機関における検査管理業務の点検結果等の提出を受けた。運輸部・車両部から、現業機関における自主点検の確認結果等の提出を受けた。 ・ 平成26年3月以降継続実施中。 ・ 平成26年6月の株主総会において選任済み。

No. 10 命令項目 2. 第一歩の改善 (2)安全管理体制の再構築 ⑤安全推進部の強化

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<p>・①から③までの事項を着実に実施するため、安全推進部が、安全統括管理者の統括管理業務の補佐、安全推進委員会の事務局としての業務、各技術部門の安全確保に関する取組みの総合調整等の会社全体の安全対策の管理業務を優先的、かつ、円滑に行えるよう同部の体制を見直し、強化すること。</p>	<p>○安全に関する部門の人事・育成ルートの構築 (安全推進部 課長(企画))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全推進部における職務分析表を作成し、職務に必要な職歴、スキル等を明確にする。 ・職務分析表を基に人事・育成ルートを策定する。 ・現状の要員状況に対し策定した人事・育成ルートに基づき、異動・教育等を実施する。 <p>○社員教育について、JR他社への出向、公的機関との人事交流も含めた検討 (安全推進部 課長(企画))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在実施中の公的機関との人事交流は継続する。 ・人事・育成ルートの策定、実施に合わせて、JR他社への出向、JR他社研修の受講等を実施する。 <p>○安全推進部の体制強化 (安全推進部 課長(企画))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故に対する原因究明・対策策定を行う「安全調査グループ」を設置する。 ・安全推進部が安全統括管理者の統括管理業務の補佐、各技術部門の安全確保に関する取組みの総合調整等の役割を担うことを明確に意識できるよう、安全推進部を上位にするよう組織体系の見直しを行う。 ・安全推進委員会で調査・審議する列車に遅延を生じていなくても重大な事故に至る可能性がある事象の選択は、全社から報告された全ての事象の中から安全推進部長が指定することを新たな規程「事故と事象の報告及び分類規程」に規定する。 ・各種の業務増加にあわせ、安全推進部の人員増強を行う。 (参考)平成23年15名、平成24年22名、平成25年23名 	<p>平成26年10月</p> <p>平成26年12月</p> <p>平成25年4月から継続実施</p> <p>平成25年4月から継続実施 平成27年3月から継続実施</p> <p>平成26年4月</p> <p>平成26年6月</p> <p>平成26年8月</p> <p>平成26年6月</p>	<p>・平成26年4月より実施済み。</p> <p>・平成26年6月19日より実施済み。</p> <p>・平成26年6月に増員を行い25名体制。</p>

No. 11 命令項目 2. 第一歩の改善 (2)安全管理体制の再構築 ⑥安全管理規程等の見直し

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> このため、①から⑤までの事項を確実に実施し、組織体制上明確にするため、安全管理規程をはじめ社内の関係規程等を見直すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ②安全推進委員会の運用の見直し関連 (安全推進部 課長(企画)) <ul style="list-style-type: none"> 「事故と事象の報告及び分類規程」の通達に伴う、関連規程の改定を行う。 安全推進委員会において調査・審議する事故、事象に絞り込んで原因・対策を徹底的に議論することに関し網羅するよう見直しを行う。 安全推進委員会出席者および開催頻度見直しに伴う「委員会等規程」の改定を行う。 各専門部会設置に伴う「委員会等規程」の改定を行う。 安全推進部が安全統括管理者の統括管理業務の補佐、各技術部門の安全確保に関する取組みの総合調整等の役割を担うことを明確に意識できるように「組織規程」「業務管理規程」の改定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年8月 平成26年8月 平成26年1月 平成26年8月 平成26年6月 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年1月に実施済み。 平成26年6月19日実施済み。

No. 12 命令項目 2. 第一歩の改善 (3)安全確保を最優先とする事業運営の実現 ①現場の業務実施体制の確立

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 軌道部門における安全投資と修繕に関する計画を着実に実行するため、各現場の業務実施体制について検証を行い、必要な対策を講ずることにより、効率的な業務実施体制の確立を図ること。 ・ 業務の外注に係るメリットとデメリットを整理した上で、外注の活用について検討すること。なお、外注の活用に当たっては、適正な発注手続を確保するとともに、外注先におけるコンプライアンスが徹底されるよう監督すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○グループ会社と一体となった適正な業務運営体制の構築 (工務部 保線課長) <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施体制における現状と課題を整理し、計画的な補修作業等は外注(グループ会社)を基本とする保守体制の確立、保守作業の環境改善を推進する。技術管理と施工管理の専門特化による効率的で品質の高い保守体系を構築する。 ○グループ会社と一体となった適正な業務運営体制の構築 (工務部 保線課長) <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査業務も含めた保線業務の外注化のメリットとデメリットを整理し、デメリットに対する取り組みを行い、グループ会社と一体となった適正な業務運営体制を構築する。 ・ 契約方式の変更(単価契約方式)による簡素化を図る。 	<p>平成29年4月</p> <p>平成29年4月</p> <p>平成29年4月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軌道工の養成は平成26年度から計画的に推進。 ・ 「保線業務改善検討委員会」での議論と提言をもとに、外注に係るメリット、デメリットを整理済み。 ・ 直轄、外注の業務区分の明確化については、今年度中の社内整理に向けて検討中である。 ・ 平成26年度にワーキンググループを設置し推進する。

No. 12 命令項目 2. 第一歩の改善 (3)安全確保を最優先とする事業運営の実現 ①現場の業務実施体制の確立

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 軌道部門の業務の効率化を図るため、PCまくら木の導入等の設備投資を行うとともに、現場の状況に応じた作業方法の見直しを行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事発注先のコンプライアンス(施工管理)に対する管理体制については、軌道グループ会社への作業責任者クラスへのコンプライアンス教育を行うとともに、工事が適切に行われるよう、軌道工事標準示方書等の改正、JRによる軌道工事監督マニュアル(仮称)の作成を行う。 	平成27年3月	<ul style="list-style-type: none"> グループ会社の責任者クラスを対象とした保線技術者教育を実施済み。(平成26年6月7日から30日間 約300名)
	<ul style="list-style-type: none"> グループ会社の安全管理体制を構築する。 	平成26年6月から継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 北海道軌道施設工業への業務指導を継続実施中。
	<ul style="list-style-type: none"> ○現場の業務実施体制の確立(工務部 保線課長) 線路設備の更新、強化を推進し、補修作業の発生数量の縮減を図るため、PCマクラギの導入等の設備投資を行う。 	平成26年4月から継続実施	
	<ul style="list-style-type: none"> 検査手法等を簡素化しても十分に安全な線路を確保できるものについては、簡素化を図る。 	平成26年4月から継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ロングレール検査、安全側線軌道変位検査において周期や内容を見直し簡素化した(平成26年4月)ほか、トンネル内での一部検査のあり方を見直し簡素化した。(平成26年6月)
	<ul style="list-style-type: none"> 低利用設備の使用停止による検査数量の削減(管理設備の縮減)を図る。 	随時	<ul style="list-style-type: none"> 脱線事故後、当該の大沼駅2番線を含む副本線10線の使用停止を実施し、検査対象数量を削減した。(平成26年3月)

No. 12 命令項目 2. 第一歩の改善 (3)安全確保を最優先とする事業運営の実現 ①現場の業務実施体制の確立

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査データの記入、転記ミスの防止を目的に、タブレット端末による各種検査記録手法の導入を図る。 ・ 設備管理システムの導入を図り、計画支援及び進捗管理を強化する。 ・ 新型軌道検測車の導入を図ることにより、冬期間における軌道変位検査の実施、他検査の同時実施をする。 ・ 保守作業の効率向上を図るため、次の取り組みを行う。 <ul style="list-style-type: none"> i) 触車事故防止対策の線路立ち入りルールの見直し ii) 保守間合の拡大、作業の機械化 iii) 信号設備の境界作業の一部変更 	<p>平成26年10月</p> <p>平成29年3月</p> <p>平成29年4月</p> <p>平成26年5月 から継続実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ タブレットを用いたマクラギ検査と徒歩巡回については、3管理室で試行した。(平成26年5月) ・ 全体フレームや要件定義を作成中。JR東日本のシステムを移管する。 ・ 導入にあたっての調査体制や詳細スケジュール策定のため、一部線区への先行導入を検討中。(平成27年度) ・ 砂原線PCマクラギ化工事に伴う間合い拡大・バス代行実施。(平成26年5月) ・ 根室線PCマクラギ化工事に伴う貨物列車時刻変更、間合い拡大を実施。(平成26年6月)

No. 12 命令項目 2. 第一歩の改善 (3)安全確保を最優先とする事業運営の実現 ①現場の業務実施体制の確立

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織体制の見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> i) 駅工務の保線所への移管 ii) 保線所体制(要員・エリア等) ・ 長期的なメンテナンスを考慮し、計画的に整備を行うことで効果的な管理が可能となる計画整備値の設定を行う。 ・ お客様の安全を第一とするため、軌道変位等に対する運転規制値を制定し、関係規程に明記するとともに、周知徹底する取り組みを実施する。 	<p>平成26年7月、9月 平成28年度末</p> <p>平成27年4月</p> <p>平成26年4月試行 平成26年6月 本実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石狩当別駅、厚岸駅、根室駅は、平成26年7月1日より、保線所に移管済み。 ・ 静内駅は、平成26年9月1日より、保線所に移管予定。 ・ 試行 平成26年3月31日通達「工保第264号」発出済み。「本線及び副本線における著大軌道変位等発生時の取り扱いについて」 ・ 本実施 平成26年5月28日通達「工保第58号」発出済み。「本線・副本線における著大軌道変位等発生時の取り扱いについて」

No. 13 命令項目 2. 第一歩の改善 (3)安全確保を最優先とする事業運営の実現 ②技術伝承のための教育体制の検討

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 技術伝承のためのOJT教育について、例えば、エルダー職員のうち特に熟練した技能を持つ者を指定し教育業務に特化させることや、職員を外部へ積極的に派遣し、知識・経験を獲得させること等により、OJT教育要員の人材を確保するための体制を導入すること。 	<p>【工務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○技術継承のため教育体制の再構築 (工務部 保線課長) ・規程類の見直し、再編にあわせて、業務マニュアルを実際の業務実施ベースで作成し、本マニュアルにより社員教育を実施する。 ・関係規程の成り立ちや業務内容等の知識に精通し、現地に生じる様々な事象に対し、技術的・ノウハウ的に的確に処置・指導することができる基幹社員を、技術分野毎に社員の適性を把握した上で選定し、専門教育の実施や専門性の高い育成ルートの構築などにより、計画的に育成する。 ・現場社員の技術力向上を目的として、軌道管理及び分岐器の技術的事項の導入編にあたるJR東日本の研修を受講し、業務の核となる中堅社員のレベルアップを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月から継続実施 平成26年10月から継続実施 平成26年12月 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年6月に現場社員を含めたワーキンググループを設置。 少数による軌道管理、分岐器のエキスパート科を継続実施中。 JR東日本研修に100人規模で参加:平成26年秋実施予定。

No. 13 命令項目 2. 第一歩の改善 (3)安全確保を最優先とする事業運営の実現 ②技術伝承のための教育体制の検討

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<p>【車両部】</p> <p>○OJT教育のための体制構築 (車両部 検修課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2-(1)-②と同じ ・ 定期異動時に教育関係のグループリーダーを指定し、教育・規程の担当者を独立・配置する。 ・ 制定する「教育要領」の中で、検修関係社員への教育体系(誰が、いつ、何を教えるのか)を明確にして、12時間/年の教育時間を設定して繰り返し安全に関する意識を醸成する。 ・ 現場でOJT教育がやりきれていない現状を踏まえ、当面は集合教育を厚くし、OJT教育の補完ができる研修を計画し、平成29年度(安全基本計画推進期終了時点)までに順次、教材作成、定期的な教育訓練などを行いOJT教育の充実を図りつつ、OJT教育の定着に向けて教育訓練時間の確保と指導者要員の確保などが可能な体制づくりを進める計画である。 	<p>平成26年3月</p> <p>平成26年10月 から継続実施</p> <p>平成30年3月末 目処</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2-(1)-②と同じ。 ・ 平成26年3月24日に実施済み。

No. 13 命令項目 2. 第一歩の改善 (3)安全確保を最優先とする事業運営の実現 ②技術伝承のための教育体制の検討

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<p>【運輸部】 ○教育のための人材・体制の整備 (運輸部 管理課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職した運転技師補を3名と嘱託契約し、2名は標準・マニュアルの見直し整備、1名はシミュレータによる現場指導を実施する。 運転士配置箇所12現場に指導員各1名を増員し体制を強化する。 <p>【電気部】 ○教育体制の構築 (電気部 企画課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> O B社員を含む本社教育担当2名と札幌電力所並びに札幌信号通信所に配置している技術エキスパート職社員(技師、技師補)により技術基礎教育を実施する。 <p>【駅業務部】 ○教育体制の改善 (駅業務部 副部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場社員の技術力向上及び確実に異常時運転取扱が行える体制の構築として、エリア毎に駅輸送業務センターを設置し、専任の要員(34名)を配置した。 なお、駅輸送業務センターの管理者3名については、定年年齢を超えた社員を再雇用して指導者に当たらせており、今後も同様の体制を維持拡大する。 	<p>平成24年5月 平成25年10月 から継続実施</p> <p>平成26年4月 から継続実施</p> <p>平成24年4月 から継続実施</p> <p>平成22年4月 から継続実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年5月及び平成25年10月から継続実施中。 平成26年4月から継続実施中。 平成24年4月から継続実施中。 平成18年より岩見沢地区で試行。平成22年4月に11箇所で行。

No. 13 命令項目 2. 第一歩の改善 (3)安全確保を最優先とする事業運営の実現 ②技術伝承のための教育体制の検討

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<p>・ 現場職員の技術力の向上を図るため、入社・配属直後の基礎教育や中堅職員への分野別教育等に関する他のJR各社等の取組みを参考にしつつ、教育訓練の充実を図ること。</p>	<p>【工務部】 ○ 工務部における技術力向上の取組み (工務部 保線課長・工事課長・設備課長) ・ 「技術力診断書」を有効活用した評価活動の徹底を図る。 ・ 今後eラーニング等を導入し、自己学習、自己診断による技術力向上のための補助ツールとして活用する。 ・ 新入社員教育の充実化を図る。 ・ 研修センターの移転に伴い訓練設備の充実化を図る。当面は不良マクラギ等の検査業務の判定基準となるサンプル教材を整備する。 ○ 工務部における技術継承のための取組み (工務部 工事課長・設備課長) ・ 集合研修およびアドバイザー制度(土木建造物の検査・修繕に精通したOB等による現地現物を主体とした研修)による技術継承を継続する。 ・ 鉄道総合技術研究所やJR東日本の社外研修を積極的に活用する。 ・ 入社後「技術力診断書」を作成し、これをもとに年1回の振り返りと評価を行い、これを踏まえて個々の次年度の教育計画を策定する。 【車両部】 ○ 教育訓練の充実 (車両部 検修課長) ・ 2-(1)-②と同じ ・ 平成26年度に実施する集合研修のレビューを行い、次年度以降に反映する。</p>	<p>平成28年3月 平成28年3月 平成26年10月 平成26年11月 平成20年4月から継続実施 平成9年4月から継続実施 継続実施 平成26年7月から継続実施</p>	<p>・ 教育方針、推進計画、ツールの作成について検討中。 ・ 保線モーターカー研修(運転操作)を部外講師とすることで関係箇所と調整中。 ・ サンプル教材の調達中。 ・ 継続実施中。 (アドバイザー制度(土木) 約20回/年) ・ 継続実施中。 (年1回の診断を5年間実施) ・ 2-(1)-②と同じ。</p>

No. 13 命令項目 2. 第一歩の改善 (3)安全確保を最優先とする事業運営の実現 ②技術伝承のための教育体制の検討

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<p>【運輸部】</p> <p>○ 運転士・車掌の集合研修の再構築 (運輸部 管理課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石勝線の列車脱線火災事故を踏まえ、JR他社の取り組みを参考に、平成24年度から運転士・車掌の集合研修の再構築を以下の通り取り組んでいる。 ・ 運転士は、免許取得前の新人運転士養成基礎科、取得後には、2年目、3年目、4年目にフォロー研修を実施している。その後5年目に中堅運転士Ⅰ科、10年目に中堅運転士Ⅱ科を実施している。また、2年目以降定期的に運転事故防止訓練科を受講させている。 ・ 車掌は、見習いを行う前に新人車掌科、車掌登用後には、2年目、3年目、4年目にフォロー研修を実施している。その後10年目に中堅車掌科を実施している。また、2年目以降定期的に車掌サービス科、運転事故防止訓練科を受講させている。 ・ 乗務員の指導層に対しては、運転士は運転指導科、運転指導性能科、運転技術管理(管理者・指導員)科、新任運転関係管理者科を実施し、車掌は車掌指導者科、新任運転関係管理者科を実施している。 ・ 上記の取り組みを行っているが、平成26年6月からは各研修科の講義において、お客様の生命に結びつく「安全」を確実にやりきることを追加し安全意識の向上を図る。 <p>○ 職場内教育に対応力向上シミュレータ導入 (運輸部 管理課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社員の個々人のレベルを把握し、個々に応じた教育を行うため、全ての運転士配置職場(12箇所)に対応力向上シミュレータを導入する。 ・ 車掌用シミュレータについても導入する。 	<p>平成24年4月 から継続実施</p> <p>平成24年4月 から継続実施</p> <p>平成24年4月 から継続実施</p> <p>平成26年6月 から継続実施</p> <p>平成26年4月 から継続実施</p> <p>平成27年4月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中堅運転士Ⅰ科を平成24年度より継続実施中。中堅運転士Ⅱ科を平成25年度より継続実施中。 ・ 中堅車掌科を平成24年度より継続実施中。 ・ 車掌指導者科を平成24年度より継続実施中。 ・ 平成26年度研修から継続実施中。 ・ 平成26年度上期より運転士指導継続実施中。 ・ 導入に向け仕様の検討中。

No. 13 命令項目 2. 第一歩の改善 (3)安全確保を最優先とする事業運営の実現 ②技術伝承のための教育体制の検討

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<p>【電気部】 ○技術基礎教育の充実 (電気部 企画課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的到達目標、評価項目などに基づく基礎教育を含め、技術職社員の教育計画を定める。 ・ 集合教育におけるレベル到達度合いの評価結果を現場にフィードバックし、その後の現場におけるOJT教育やフォロー指導に活かす。 ・ 現場がフォロー指導を適確に実施できるようにするため、教育担当者のみでなく、本社電気部が実施している各現場の業務実施状況確認の中でも教育の状況を把握することとし、年間教育計画について提案・指導・支援を行う。 <p>【駅業務部】 ○教育体制の改善 (駅業務部 副部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当務に関する研修については、経験年数等によらず実施し、知識や技能に隔たりが見られたことから、経験年数及び運転取扱駅、非運転駅で受講者を分けて研修を実施する。 ・ 作業を行うことに必要な知識及び技能の習得にあたっては、手順を中心に教育するにとどまっていたことから、「なぜ」という視点から結論を導き出す意識付けを行うことに重点をおいた研修を実施する(各種当務科、輸送係養成科等)。 	<p>平成25年6月</p> <p>平成25年6月</p> <p>平成26年9月</p> <p>平成26年4月 から継続実施</p> <p>平成24年4月 から継続実施</p>	<p>・ 平成25年6月実施済み。</p> <p>・ 平成25年6月実施済み。</p> <p>・ 平成26年度は8講座開講(平成25年度は4講座)。</p> <p>・ 平成24年4月より実施済み。</p>

No. 13 命令項目 2. 第一歩の改善 (3)安全確保を最優先とする事業運営の実現 ②技術伝承のための教育体制の検討

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<p>・ 外注の活用を図る場合には、外注管理に必要な知識・経験を整理した上で、これらを習得できる教育訓練体制を導入すること。</p>	<p>【工務部】 ○ 外注管理に必要な知識・経験の整理 (工務部 管理課長・保線課長・工事課長・設備課長) ・ 外注工事を進めるにあたっては、示方書等に基づいた管理を継続して実施している。今後、新たに外注の活用を図る場合には、業務の外注に関わるメリットとデメリット、及び、外注化により本体では取得が難しい鉄道固有の技術の管理に必要な知識・経験について整理したうえで実施する。</p> <p>○ 外注管理の体制確保 (工務部 管理課長・保線課長・工事課長・設備課長) ・ 軌道部門においては、平成26年度の「軌道工事科」「設計積算科」から、軌道外注工事のコンプライアンスに関するカリキュラムを追加し実施している。</p> <p>・ 新たに工務部が主催する安全推進委員会工務専門部会のメンバーにグループ会社を参画させ、安全に関する議論を行うとともに、情報共有を図る。</p> <p>【車両部】 ○ 外注管理の体制見直し (車両部 検修課長) ・ 外注管理に必要な知識・経験を整理した結果、基本理念や契約の流れ、規程体系など基本的な知識が不足していることが認められたことから、集合研修「外注管理科」を開講し、工場等の請負契約業務担当者に対して請負契約業務に必要な知識習得のための教育を実施する。</p> <p>・ 定期異動時に、車両検修課の体制を見直し、請負契約担当者を1名追加し、2名体制とする。</p> <p>・ 請負契約業務の知識・知見を有したOB社員を嘱託として、車両部に1名採用する。</p> <p>・ 平成26年度以降は、集合研修「請負契約業務管理科」として、グループ会社も含め定例開講する。なお、平成26年度は2回開講予定である。</p> <p>【運輸部】 ○ 外注の管理の体制 (運輸部 管理課長・運用課長) 外注管理に必要な知識・経験は、構内入換業務及び付帯業務に関することであることから、管理にあたっては、業務の実態を確実に把握することが重要であり、平成17年4月の構内業務委託開始時より、以下のとおり外注業務の管理を継続している。</p>	<p>継続実施</p> <p>平成26年5月</p> <p>平成26年8月 から継続実施</p> <p>平成26年2月</p> <p>平成26年3月</p> <p>平成26年4月</p> <p>平成27年1月 から2月</p>	<p>・ 軌道工事科は平成26年5月実施済み(20名)。 ・ 設計積算科は平成26年6月実施済み(7名)。</p> <p>・ 平成26年2月21日に実施済み。</p> <p>・ 平成26年3月24日に実施済み。</p> <p>・ 平成26年4月1日に実施済み。</p>

No. 13 命令項目 2. 第一歩の改善 (3)安全確保を最優先とする事業運営の実現 ②技術伝承のための教育体制の検討

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構内入換業務の実務について、知識・経験を習得するため、業務を委託するグループ会社本社及び事業所(現場)管理者に、中堅層社員の出向を実施している。 ・ 構内入換業務及び付帯業務の委託内容については共通仕様書で定め、係員の資格については資格認定制度により認定し、本社として管理、把握している。 ・ 現場の監督員、検査員に異動があった場合は、本社が対象者を招集し構内入換業務及び付帯業務について教育を実施している。 ・ 本社とグループ会社間では、定期的にそれぞれ年1回の構内相互診断、構内24時間点検、安全診断などを実施して、構内入換業務及び付帯業務の実施状況を確認し把握を行っている。 ・ 現場においては、月1回の構内安全ワーキングなどを開催し、業務が適正に行われているかを確認し把握を行っている。 ・ 平成26年度から上記の各種点検・診断においては、若手の本社担当者、現場管理者を帯同させ、構内入換業務の管理すべき要点などを教育する。 <p>【電気部】</p> <p>○ 外注管理に必要な知識・経験の整理 (電気部 企画課長・情報制御課長・電力技術課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外注管理に必要な知識として工事示方については「電気設備検修工事示方書」に、検査示方については「電気関係設備保全マニュアル」(通達)に規定している。 ・ 検査業務、検査管理業務を経験するため、JR・グループ会社間で中堅層社員の相互出向を行っている。 <p>○ 外注管理の体制確保 (電気部 企画課長・情報制御課長・電力技術課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外注作業(検査等)の知識、経験を積ませるため、引き続き、検査・修繕業務を委託するグループ会社に、中堅層社員の出向を実施する。 ・ 上記取組を補完するため、これまでも実施している本社・本店間、両社現場間における会議を継続するとともに、新たに電気部が主催する電気部安全推進会議のメンバーにグループ会社を参画させる。 	<p>平成17年4月から継続実施</p> <p>平成17年4月から継続実施</p> <p>平成17年4月から継続実施</p> <p>平成17年4月から継続実施</p> <p>平成17年4月から継続実施</p> <p>平成26年6月から継続実施</p> <p>継続実施</p> <p>平成16年4月から継続実施</p> <p>平成16年4月から継続実施</p> <p>平成26年6月から継続実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続実施中。 ・ 継続実施中。 ・ 継続実施中。 ・ 継続実施中。 ・ 継続実施中。 ・ 平成26年6月20日 苫小牧運転所で実施。 ・ 継続実施 ・ 平成16年4月実施済み。 ・ 平成26年6月実施済み。 平成26年6月11日 第2回電気部安全推進会議 平成26年7月9日 第3回電気部安全推進会議

No. 14 命令項目 2. 第一歩の改善 (3)安全確保を最優先とする事業運営の実現 ③当面の必要な安全投資の推進等

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 安全確保のため必要な設備投資を早急に行うため、「安全基本計画」のうち設備投資関連部分を見直し、現場からの提案や会社としての当面の緊急性を踏まえ、安全投資と修繕に関する5年間の計画を策定し、着実に実施すること。計画の策定に当たっては、①の600億円の設備投資支援の活用の前倒しも検討すること。 	<p>○必要な設備投資等の実施 安全確保のため必要な設備投資等を早急に行うため、以下の取り組みを進める。</p> <p>①平成26年度予算計画の策定 (経営企画部 総括主幹) 以下の考えに基づき、平成26年度計画を策定し、現場からの提案や当面の緊急性を踏まえ、安全を確保するための必要資金を確保するとともに予算の前倒しを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全投資、修繕費をそれぞれ250億円規模に拡大。 予算の前倒しを進め出来る限り夏の多客期までに執行。 現場提案を踏まえた取り組みを整理し、安全を確保するための裏付けとなる必要な予算を確保。 老朽取替などこれまで先送りしてきた施策等を棚卸しし、優先順位を整理。 軌道部門等、これまで充足度が低かった分野に対して重点的な予算措置を実施。 	<p>平成26年1月</p>	<ul style="list-style-type: none"> 予算計画の考え方を事業計画に反映し、現在実施中。

No. 14 命令項目 2. 第一歩の改善 (3)安全確保を最優先とする事業運営の実現 ③当面の必要な安全投資の推進等

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<p>②安全投資と修繕に関する5年間の計画策定 (経営企画部 総括主幹) 以下の手順で検討を進め、再生推進会議における議論を踏まえて計画の策定を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全投資等の5年間の計画策定に向けた基本方針の作成。 ・分野ごとの安全投資等の精査、5年間のロードマップの作成。 ・全体規模を試算し、収支への影響や資金調達方法を踏まえ、実行計画案を作成。 ・計画案のとりまとめ。 <p>③支援措置の有効活用 (経営企画部 総括主幹)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定にあたっては、600億円の設備投資支援を前倒して活用することを検討。 <p>【工務部】 ○線路設備の更新・強化 (工務部 保線課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線路設備の老朽化対策推進による保守量の低減、予防保全対策の推進を中期計画に基づき、確実に実施していく。 <p>線路設備の老朽化対策推進による保守量の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> i) PCマクラギ化の推進 ii) ロングレール化の推進 iii) 道床交換の推進 iv) 弱小レール対策 <p>予防保全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 並マクラギ、橋マクラギ(合成化)の交換 ii) 締結装置類の緩み防止対策 	<p>平成26年度中</p> <p>平成23年12月から継続実施</p> <p>中期計画により実施</p>	<p>・継続実施中。</p> <p>・中期計画に基づき実施中。</p> <p>・砂原線PCマクラギ化については通常5年かかる工事をJR東日本管内の施工会社に委託することで、1年の工期で集中的に実施中。(27,000本。平成26年度中実施)</p>

No. 15 命令項目 2. 第一歩の改善 (3)安全確保を最優先とする事業運営の実現 ④安全意識の徹底、記録を重視するルールの策定・徹底(再掲)

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<p>・(1)②及び③において、「安全意識の徹底及び安全知識の向上に関する職員教育体制の再構築」及び「記録を重視するルールの策定及びその徹底」について改ざんの根絶のための措置として述べたところであるが、これらの措置は、「安全確保を最優先とする事業運営の実現」のためにも重要なものであることから、この観点も含めて、必要な措置を講ずること。</p>	<p>○(1)②、③に同じ。</p>		

No. 16 命令項目 2. 第一歩の改善 (4)技術部門の業務実施体制の改善 ①各種規程等の検証、改正・整備、周知徹底、確認及び見直し

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 全ての技術部門において、現行の全ての規程等を検証するとともに、必要な改正・整備、周知徹底、遵守状況の確認を行い、さらに、状況の変化等に応じて見直しを行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○膨大な規程類をチェックするための見直しの視点を設定 (工務部 管理課長・保線課長・工事課長・設備課長、車両部 検修課長、運輸部 管理課長・運用課長・運行管理センター所長、電気部 企画課長・情報制御課長・電力技術課長、駅業務部 副部長) ・主管部毎に管理している規程、マニュアルの一覧を作成する。 ・規程、マニュアルに反映されていない事務連絡、通達等を確認する。 ・見直し作業の分担を決定する。 ・状況の変化(想定していない事故・災害・労災)が発生した場合に確認する。 ○規程の趣旨が明確かの確認の実施 (工務部 管理課長・保線課長・工事課長・設備課長、車両部 検修課長、運輸部 管理課長・運用課長・運行管理センター所長、電気部 企画課長・情報制御課長・電力技術課長、駅業務部 副部長) ・規程、マニュアルが、以下の根拠に基づくものか確認する。 <ul style="list-style-type: none"> i) 法令、省令、技術基準、監督官庁からの通達 ii) 事故・災害対策(他社事例含む) iii) 装置の仕様、性能 iv) 国鉄からの継承 v) その他 	<p>平成26年3月</p> <p>平成26年4月 から継続実施</p> <p>平成27年7月</p> <p>随時</p> <p>平成26年8月 から継続実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月実施済み。

No. 16 命令項目 2. 第一歩の改善 (4)技術部門の業務実施体制の改善 ①各種規程等の検証、改正・整備、周知徹底、確認及び見直し

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<ul style="list-style-type: none"> ○最近の安全確保に必要な行動に対して、必要な規程が定められているかの確認の実施 (工務部 管理課長・保線課長・工事課長・設備課長、車両部 検修課長、運輸部 管理課長・運用課長・運行管理センター所長、電気部 企画課長・情報制御課長・電力技術課長、駅業務部 副部長) ・規程、マニュアル記載事項が、以下の事項に合致しているかを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> i) 法令、省令、技術基準、監督官庁からの通達 ii) 実際に行われている業務 iii) 使用している装置、器具 ・近年の事故・事象(危険事象)を対象に、規程、マニュアルに必要な対策が記載されていることの確認を行う。 ○新たな技術に対応しているかの確認の実施 (工務部 管理課長・保線課長・工事課長・設備課長、車両部 検修課長、運輸部 管理課長・運用課長・運行管理センター所長、電気部 企画課長・情報制御課長・電力技術課長、駅業務部 副部長) ・近年に導入した装置、今後導入を予定している装置を対象に、規程、マニュアルに必要な事項が記載されていることの確認を行う。 ○規程、マニュアルの改定 (工務部 管理課長・保線課長・工事課長・設備課長、車両部 検修課長、運輸部 管理課長・運用課長・運行管理センター所長、電気部 企画課長・情報制御課長・電力技術課長、駅業務部 副部長) ・上記の検討結果に基づき、必要な改定を実施する。 ○改定内容の周知、フォロー、トレース (工務部 管理課長・保線課長・工事課長・設備課長、車両部 検修課長、運輸部 管理課長・運用課長・運行管理センター所長、電気部 企画課長・情報制御課長・電力技術課長、駅業務部 副部長) ・現場長、社員への周知を行う。 ・改定後の実施状況のトレースを行う。 ・トレース後のフォローを行う。 ・安全推進委員会へ報告・審議を行う。 	<p>平成26年8月 から継続実施</p> <p>平成26年8月 から継続実施</p> <p>平成26年8月 から継続実施</p> <p>平成26年8月 から継続実施</p> <p>改定の都度</p> <p>改定の都度</p> <p>改定の都度</p> <p>必要の都度</p>	

No. 16 命令項目 2. 第一歩の改善 (4)技術部門の業務実施体制の改善 ①各種規程等の検証、改正・整備、周知徹底、確認及び見直し

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<p>・特に、土木部門における旧国鉄時代から踏襲されている基準等を定めた規程等、車両部門及び運転部門における教育訓練関係規程等については、重点的に検証し、必要な改正・整備を行うこと。</p>	<p>【工務部】 ○規程等の見直しによる保線業務の適正化【再掲】 (工務部 保線課長)</p> <p>○土木部門における規程等の確認と見直し (工務部 工事課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木部門における規程等は、鉄道の技術基準の性能規定化(実施基準の制定)や鉄道構造物等維持管理標準の制定に合わせ、JR他社と同様に随時改定され、現在に至っている。 ・これら規程等に定められている基準は、省令解釈基準に準拠して列車運行の安全や旅客の安全確保の観点から必要な値を定めているものがほとんどであり、現時点では基準値自体の見直しの必要性はないものと考えているが、規程、マニュアルにより現場社員が業務を遂行する上でのルールを理解できるよう、よりわかりやすい表現に修正し、不足している事項を追加するなど、見直しを実施する。 <p>【車両部】 ○「教育要領」制定による教育体系の明確化 (車両部 検修課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制定する「教育要領」の中で、検修関係社員への教育体系(誰が、いつ、何を教えるのか)を明確にして、12時間/年の教育時間を設定して繰り返し安全に関する意識を醸成する。 <p>【運輸部】 ○「教育要領」制定による教育体系の明確化 (運輸部 運用課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転士及び車掌に対し、「安全管理規程」に基づく教育方針並びに手法を明確にするため、「教育要領」を策定する。 	<p>平成27年3月</p> <p>平成26年10月 から継続実施</p> <p>平成26年6月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年6月に動力車乗務員における教育及び訓練等実施マニュアル、列車乗務員における教育及び訓練等実施マニュアルを发出済み。

No. 17 命令項目 2. 第一歩の改善 (4)技術部門の業務実施体制の改善 ②本社の現場に対する指導体制の確立

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<p>・ 本社各技術部門が、現場の状況を的確に把握する体制を整備するとともに、現場における課題を整理し、これに対する対応策について現場の提案を踏まえつつ検討し、必要な指導等を行う体制を確立すること。</p>	<p>【工務部】 ○ 保線業務における支援体制の確立 (工務部 業務支援室長・保線課長) ・ 本社工務部内に業務支援室を設置し、軌道部門の全現場を対象に、業務実施状況の監査とフォローアップを実施する。</p> <p>・ 業務支援室及び保線課が、定期的に現業機関に赴き、業務執行状況を把握し諸課題や要望等について関係主管課との調整を行い、関係主管課と協力して諸課題や要望を解決することで、適正な保線業務執行体制を構築し定着を図る。</p> <p>・ 保線に関する業務実施状況の監査及びフォローを業務支援室が実施する。</p> <p>○ ボトムアップ体制とハニカム型PDCAサイクルの構築 (工務部 保線課長・工事課長・設備課長) ・ 管理室から保線所へ、保線所から本社へのボトムアップ体制と、それぞれの機関で業務打合せ実施による処置・改善と議事録の報告により、諸課題を解決していくハニカム型PDCAサイクルを構築する。</p> <p>・ 土木部門においては、現場が実施している検査の進捗状況を本社がこれまで年度単位でしか把握出来ていなかったことから、定められた検査周期内に検査が適正に実施されているかを本社が定期的に把握する仕組みを構築する。</p> <p>・ 設備部門においては、主要設備の検査の計画進捗を毎月月例の保全会議で把握しており、これを継続実施する。</p> <p>○ 工務部における現業機関への指導体制の確立 (工務部 保線課長・工事課長・設備課長) ・ 工務部においては、本社が定期的に現場に出向いて、各現業機関で開催している助役会議・保全会議などに参加する等により、現場の業務実施状況及び課題を把握し、課題解決に向けたフォローを実施するとともに、関係箇所へ情報を水平展開する。</p>	<p>平成25年11月から継続実施</p> <p>平成26年4月から継続実施</p> <p>平成26年2月から継続実施</p> <p>平成26年4月</p> <p>平成27年3月</p> <p>平成25年11月から継続実施</p> <p>平成25年11月から継続実施</p>	<p>・ 平成25年11月に本社工務部内に業務支援室を設置。</p> <p>・ 平成25年12月に現場長会議において、役割・機能について説明実施。</p> <p>・ 平成26年4月は3保線所で実施、平成26年5月は2保線所、6月は2保線所で実施。</p> <p>・ 平成25年度は8職場の監査を実施、平成26年度は6月末現在で重点実施箇所(15職場)のほか、14職場で監査を実施。</p> <p>・ 業務プロセス管理(計画Plan→実行Do→評価Check→改善Act)を確立するため、各業務機関ごとに、それぞれ立場で業務実施状況等を定期的に把握、分析する流れを体系化した。(平成26年4月14日 通達)</p> <p>・ 継続実施中。</p> <p>・ 継続実施中。</p>

No. 17 命令項目 2. 第一歩の改善 (4)技術部門の業務実施体制の改善 ②本社の現場に対する指導体制の確立

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<p>【車両部・運輸部】 ○ 本社の現場に対する指導体制の確立 (運輸部 管理課長・運用課長、車両部 検修課長・計画課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年10月30日付通達により、現場指導及び現場から相談を受けるため、本社課長等をリーダーとするチームにより、決められた担当現場に定期的に赴き情報交換・問題把握を実施することとし、職場巡回を実施する。 平成25年11月1日付通達を發出し、従来から毎月実施していた「安全管理ミーティング(現場長と本社部課長が現場の課題についてざっくばらんに相談する会議)」の開催に際して、本社からの指示が中心の会議から、事前に各所から討議内容や本社への検討要望事項等を聴取して開催する方法に変更し実施する。 上記で把握した各箇所の課題や提案事項等のうち、安全に関わるものについては、必要により新設した安全推進会議や安全推進委員会専門部会で議論し、課題解決や水平展開を図る。 <p>【電気部】 ○ 現場の状況を的確に把握し、対応する体制の構築 (電気部 企画課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本支社管理部門として定めた「電気関係業務実施状況確認マニュアル(通達)」に基づきグループリーダー、課長が四半期に一回以上現場に赴き、管理者等との意見交換を実施し、現場の課題等を把握するとともに、要望や提案の聞き取りを実施する。 各箇所との意見交換で把握した課題や提案事項等については、社内電子掲示板を活用し電気部内で共有する。 さらに、課題解決の促進を図るため課題毎に担当グループを指定し、その対応結果についても同掲示板や定例の電気部内会議でトレースを実施する。 	<p>平成25年12月から継続実施</p> <p>平成25年11月から継続実施</p> <p>平成26年8月</p> <p>平成25年11月から継続実施</p> <p>平成25年11月から継続実施</p> <p>平成26年7月から継続実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年12月から継続実施中。 第1回目:平成25年12月4日～25日 第2回目:平成26年3月25日～4月17日 平成25年11月18日から継続実施中。 平成25年11月実施済み。 平成25年度第4四半期～平成26年度第1四半期 全17現場 40回実施 平成25年11月実施済み。

No. 17 命令項目 2. 第一歩の改善 (4)技術部門の業務実施体制の改善 ②本社の現場に対する指導体制の確立

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
	<p>【駅業務部】</p> <p>○日々行われている業務における課題への対応 (駅業務部 副部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社課長等がリーダーとなり運転取扱駅に赴き、実作業への立ち会いを通じて実態を確認するとともに現場との意見交換を行うことで問題点の把握とその改善を図るため、通達として発出する。 ・対象箇所に運行管理駅を追加するとともに、頻度(四半期に一度)、確認事項の見直しを実施(①教育及び訓練等の実施状況 ②実作業等の実態確認 ③社員との意見交換並びに自主点検表による現状把握)し、通達として発出する。 ・通達に基づき、巡回を実施する。 ・浮き彫りとなった課題・問題点は、駅業務部長に報告し、駅業務部長は、その解決状況とあわせて適宜、安全統括管理者へ報告する。 	<p>平成25年12月</p> <p>平成26年5月</p> <p>平成25年12月から継続実施</p> <p>平成26年3月から継続実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年12月通達発出済み。 ・平成26年5月通達発出済み。 ・第1回 平成25年12月から平成26年2月 運転取扱駅15駅 ・第2回 平成26年6月 運転取扱駅および運行管理駅(計17駅) ・第1回 平成26年3月実施済み。

No. 18 命令項目 2. 第一歩の改善 (4)技術部門の業務実施体制の改善 ③車両部門における多重のチェック体制の確立

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 全ての現場において、取り扱う車両の状況等の各現場の特徴を踏まえつつ、検修作業の結果についての多重のチェック体制を確立すること。 	<p>【車両部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○Wチェック体制の確立 (車両部 検修課長) ・ 2-(1)-④と同じ 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2-(1)-④と同じ

No. 19 命令項目 2. 第一歩の改善 (5) 第三者による安全対策監視委員会(仮称)の設置

講ずべき措置	具体的取り組み内容 ()内は担当責任者	実施時期	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 他社の取組みを参考に、第三者による外部からの視点に基づき、再生に向けて、安全対策等の実行に関して監視し、助言を行うとともに、将来に向けた追加対策等の提案を行う諮問委員会等の形態の常設の組織を設置すること。また、当該組織の設置及び運営に当たっては、当該組織と安全推進部との間の密接な連携を確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「JR北海道再生推進会議」の設置 (安全推進部 課長(企画)) ・学識経験者、地方公共団体、経済界、弁護士等の方々からなる第三者委員会を設置する。 ・事務局を安全推進部におく。 	<p>平成26年6月</p> <p>平成26年5月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年6月12日に第1回目を開催した。 ・平成26年7月3日に第2回目を開催した。 ・平成26年5月より事務局としての機能を開始した。